

行方市 子ども・子育て支援事業計画

未来をひらく子どもが健やかに生まれ
育つためのまちづくり



平成27年3月

計画策定にあたって

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、育児に対する助言や協力を得られなくなってきました。また、経済状況を取り巻く環境は厳しい状態のなか、共働き家庭の増加する一方、出産などにより退職せざるを得ない状況もあり、仕事と子育ての両立支援などの環境整備が求められています。



社会や経済の環境変化からもたらされる、子育ての負担、不安、孤立感を少しでも和らげ、親としての成長を支援し、「子育ては楽しい」と感じられるよう、行政、地域社会全体で支えることが必要です。「子どもは行方市の宝」として、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会を創らなければなりません。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うために、行方市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

「未来をひらく子どもが健やかに生まれ育つためのまちづくり」を理念とし、この計画に基づき、家庭、学校、地域、職域その他社会の相互協力を行うこと、教育・保育の質を高めること、さらに地域の実情に応じた子ども・子育て支援の取り組みを推進してまいります。市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたり熱心にご審議、ご検討いただきました、行方市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

行方市長 鈴木周也

目次

◇第1章◇ 計画の策定にあたって

1 計画の主旨	1
(1) 計画策定にあたって	1
(2) 計画の性格と位置付け	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の策定体制	4
2 主な取り組みの状況	5

◇第2章◇ 子ども・子育ての現状と課題

1 子育て家庭を取り巻く状況	7
(1) 人口・世帯の動向	7
(2) 出生の動向	9
(3) 社会の動向	10
(4) 児童・生徒数等の予測	11
2 教育・保育の状況	12
(1) 保育所(園)	13
(2) 幼稚園	14
(3) 認定こども園	14
(4) 地域の子育て支援	15
(5) 学童保育「放課後児童クラブ」	16
(6) 小学校・中学校	17
(7) 子育て支援に関するサービス等	18
(8) 障がい児の通所事業	18
3 子育てニーズの状況(アンケート結果)	19
(1) 就学前児童の保護者の状況	19
(2) 小学校低学年児童の保護者の状況	23
(3) 子育て環境について	25
4 現状における課題	27

◇第3章◇ 計画の内容

1 基本理念	29
2 教育・保育提供区域	30
3 教育・保育事業	32
(1) 1号認定(3歳以上で「教育」が必要な就学前児童)	33
(2) 2号認定(3歳以上で「保育」が必要な就学前児童)	35
(3) 3号認定(3歳未満で「保育」が必要な就学前児童)	37

4	地域子ども・子育て支援事業.....	39
(1)	学童保育（放課後児童クラブ）.....	39
(2)	時間外保育事業（延長保育事業）.....	40
(3)	一時預かり事業.....	41
(4)	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児、0～5歳）.....	42
(5)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）「就学後」...	42
(6)	子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	43
(7)	地域子育て支援拠点事業.....	43
(8)	利用者支援事業〔新規〕.....	44
(9)	妊婦に対する健康診査.....	44
(10)	乳児家庭全戸訪問事業.....	45
(11)	養育支援訪問事業.....	45
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業〔新規〕.....	46
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業〔新規〕...	46
5	教育・保育の一体的提供の推進.....	47
(1)	特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	47
6	子ども・子育て支援に関する施策の推進.....	48
(1)	育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援.....	48
(2)	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援.....	48
(3)	子育てと仕事の両立支援.....	50
(4)	子どもと親の健康づくり.....	51
◇第4章◇ 計画の推進と評価		
1	総合的な取り組みの推進.....	53
2	協働による計画の推進.....	56
3	計画の点検・評価.....	56
◇資料編◇.....		
		57

◇第1章◇
計画の策定にあたって

1 計画の主旨

(1) 計画策定にあたって

急速に少子・高齢化が進展する中で、保護者の就労環境や子どもを取り巻く生活環境も著しく変化しています。本市においても、少子化対策や子ども・子育て支援の取り組みは最大の課題であり急務となっています。そのため、社会全体の責任として、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現していく必要があります。

国はすべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備したところです。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートします。

行方市は、これまでも次世代育成支援対策推進法に基づく「行方市次世代育成支援対策行動計画（わくわく子育て夢プラン）」を策定し、医療福祉制度の拡充、地域子育て支援センターを拠点に子育て不安の解消や交流の促進、高齢者や異年齢のふれあい活動など、子ども・子育て家庭を応援する様々な施策を総合的に展開してきました。今回策定する「行方市子ども・子育て支援事業計画」は、法及び基本指針が定めるところでは、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実が目的とされています。こうしたことから、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の実施及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図っていくため、本計画を策定し計画的に取り組むものです。

(2) 計画の性格と位置付け

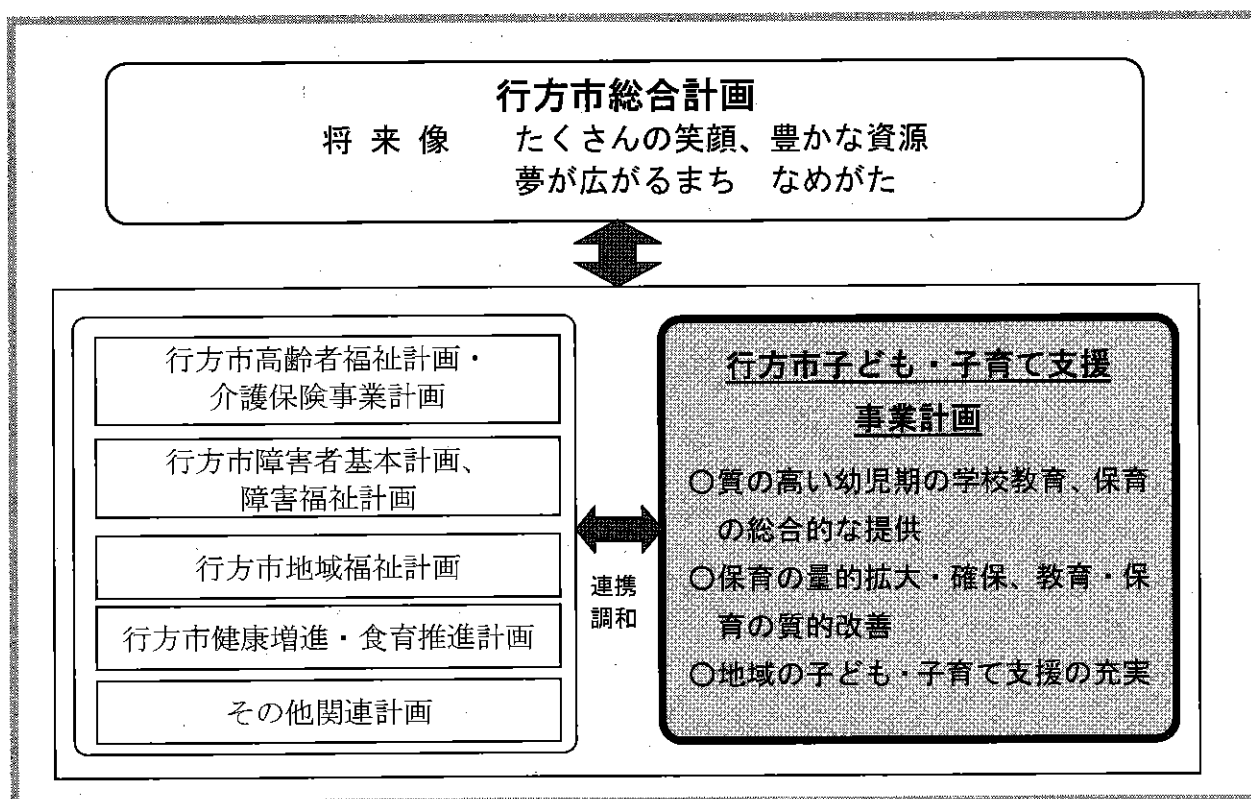
本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として策定するものです。また、「子ども・子育て支援法」に定められている施策の推進と合わせて、本市の最上位計画である「行方市総合計画」の部門別計画として位置付け、その他の関連する諸計画と連携、調和を図りながら、総合的に子育て支援の取り組みを推進していくものです。

参考

■計画の法的根拠／子ども・子育て支援法（抄）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■計画の位置づけ



(4) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたって、子育て世帯の当事者の意見を反映させ、子育て支援について幅広く議論するため、社会福祉団体や施設等の従事者並びに学識経験者等、市民代表からなる「行方市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

② 市民参加の体制

○アンケート調査の実施

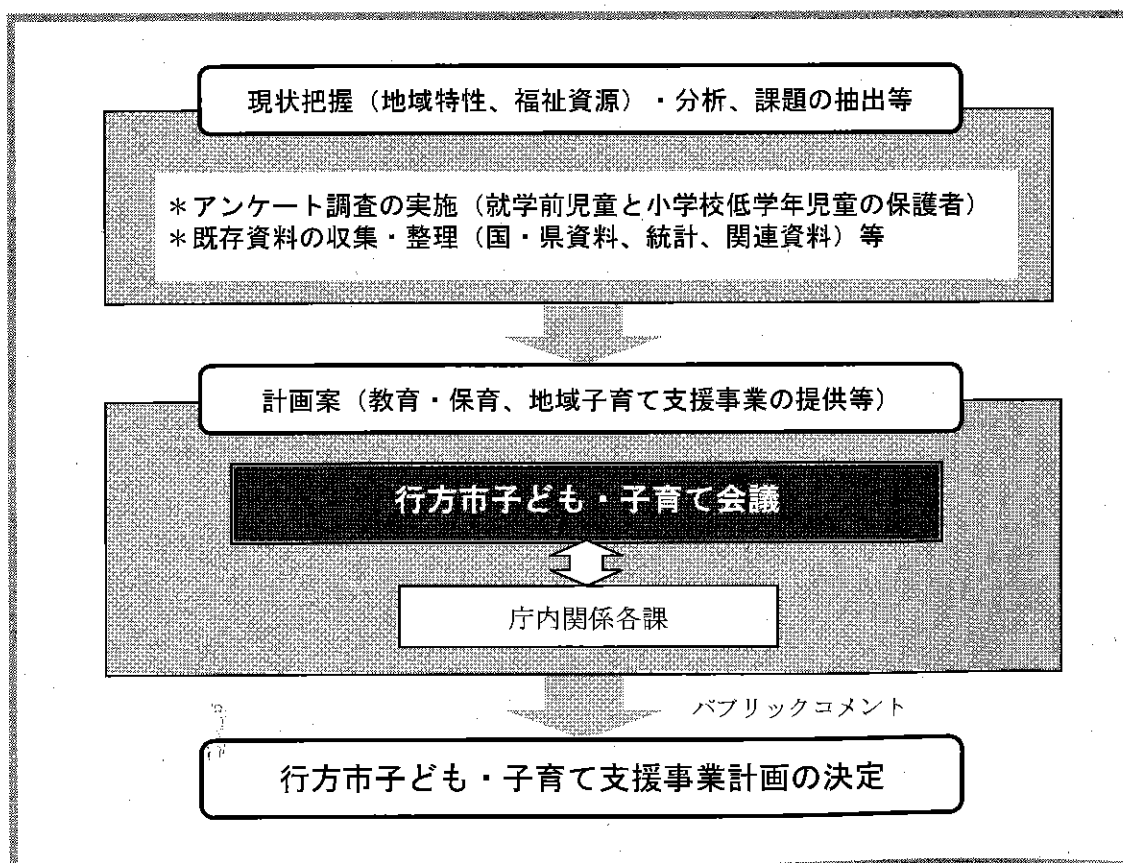
本計画の策定のための基礎資料を得るためにアンケート調査を実施し、教育・保育の利用状況及び今後の利用意向などを把握しました。

- ・就学前児童の保護者 1,073人（回収数724人、回収率67.5%）
- ・小学校低学年児童の保護者 453人（回収数277人、回収率61.1%）

○パブリックコメントの実施

計画案を広く市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行うパブリックコメントを実施し、計画内容に反映させました。

■計画策定のイメージ



2 主な取り組みの状況

平成22年度に策定した「行方市次世代育成支援対策行動計画後期計画（わくわく子育て夢プラン）」に基づき、子ども・子育て家庭を応援する様々な施策を総合的に展開してきました。主な取り組みの状況は以下のとおりです。

1. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します。

地域における子育て支援を充実させるため、乳幼児の親子を対象とする子育て広場や各種教室の開催、子育てサークル活動の支援等に取り組んできました。また、小学生を対象とする放課後児童クラブや放課後子供教室の充実に取り組んできました。さらに、子育て支援情報を提供するパンフレットの作成や行方市メールマガジンの配信などを行いました。

2. 子どもと親の健康づくりを応援します。

子どもや母親の健康を確保するため、各種健康相談を始め乳幼児健診や訪問活動の実施、定期的に母子保健連絡会で小中学校養護教諭等との情報交換を行いました。また、ことばや発達に不安のある子に対しては、ことばの相談やどんどろ教室といった育児支援、専門職による個別指導の充実等に取り組みました。さらに、子育て家庭の経済的な不安の軽減を図るため、妊産婦医療福祉費や市単独事業として児童医療福祉費の支給などに努めました。

3. 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します。

教育環境については、学校教育環境の充実を図る視点から学校等の適正配置を推進し、ニーズに合わせながらより良い学校環境づくりに取り組んでいるところです。また、きめ細かな指導を行う少人数指導教員の配置や英語指導、職場体験事業などを実施してきました。青少年の健全育成については、子供会育成連合会やPTA連絡協議会、高校生会等と連携しながら青少年の活動の場の提供及び地域づくりの担い手となるリーダーの育成等に努めました。

4. 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます。

文化会館の母子室や公民館の簡易ベッド設置、図書館のチャイルドフロアなど安心して親子が外出できる環境づくりに努めてきました。また、安心・安全なまちづくりを進めるため、防犯灯の設置を進めるとともに、防犯連絡員等と連携して全域防犯パトロールを行い、事故等の未然防止に努めました。

5. 子育てと仕事の両立を応援します。

仕事と生活の調和のとれた多様な働き方が実現できるように、市内すべての保育園で延長保育、乳児保育を実施するとともに、病後児保育や休日保育等も一部の保育園で実施してきました。また、一時預かり事業や子育てサポート事業などきめ細かな保育サービスの充実に努めました。さらに、男女共同参画推進計画を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消等に向けた啓発活動や市報へのコラム掲載などに取り組みました。

6. 子どもと子育て家庭の安全確保を支援します。

子ども等の交通事故を未然に防止するため、交通安全教室の開催や関係機関と連携して危険箇所を把握し交通危険箇所マップの作成を行いました。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、緊急避難場所となる「子ども110番の家」の推進、スクールガードリーダーや地域ボランティアによる防犯パトロールなどの見守り活動を実施してきました。

7. 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します。

すべての保育園において障害児保育を実施するとともに、障害のある児童生徒に対して特別支援教育の充実に努めてきました。また、母子家庭及び父子家庭に対しては、母子・父子自立支援員を配置するとともに生活基盤の安定に向けた子育て・生活支援、就業支援等に取り組みました。さらに、児童への虐待を防止するため、関係各課、関係機関との情報交換及び要保護児童対策地域協議会を開催して、早期対応に努めました。

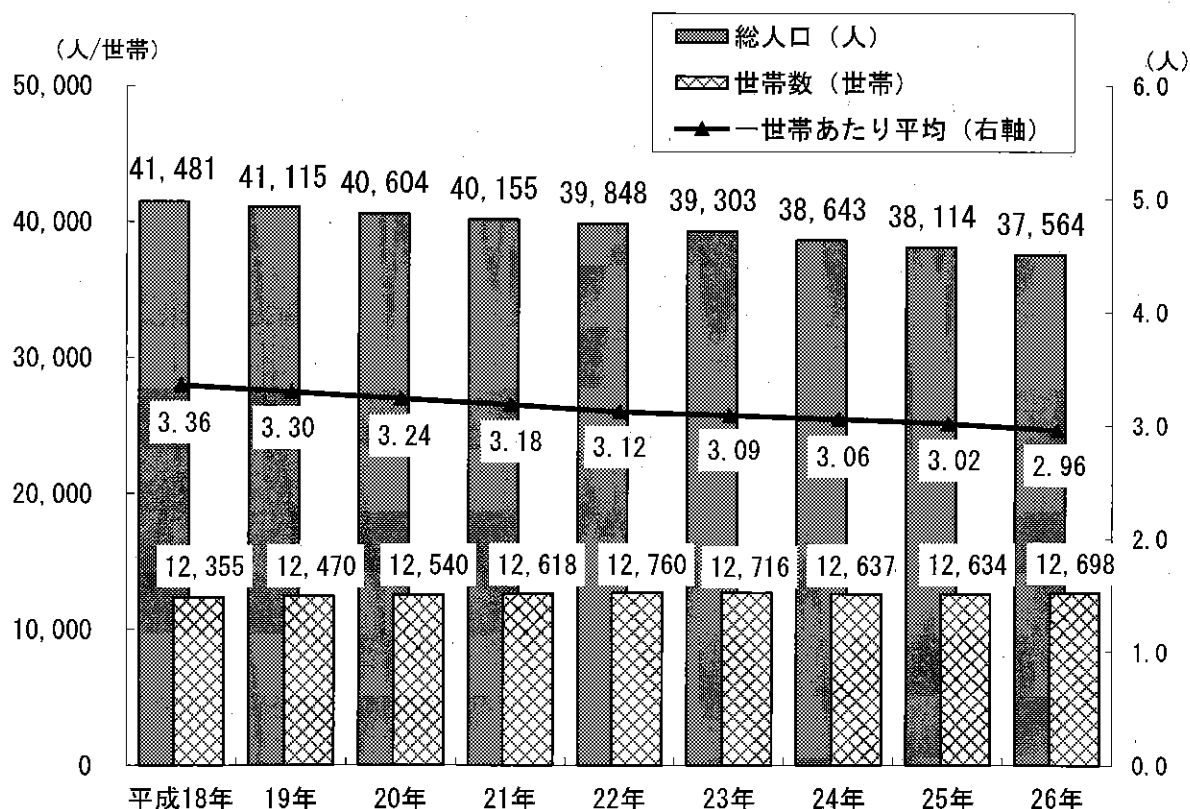
◇第2章◇
子ども・子育ての現状と課題

1 子育て家庭を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の動向

① 人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移

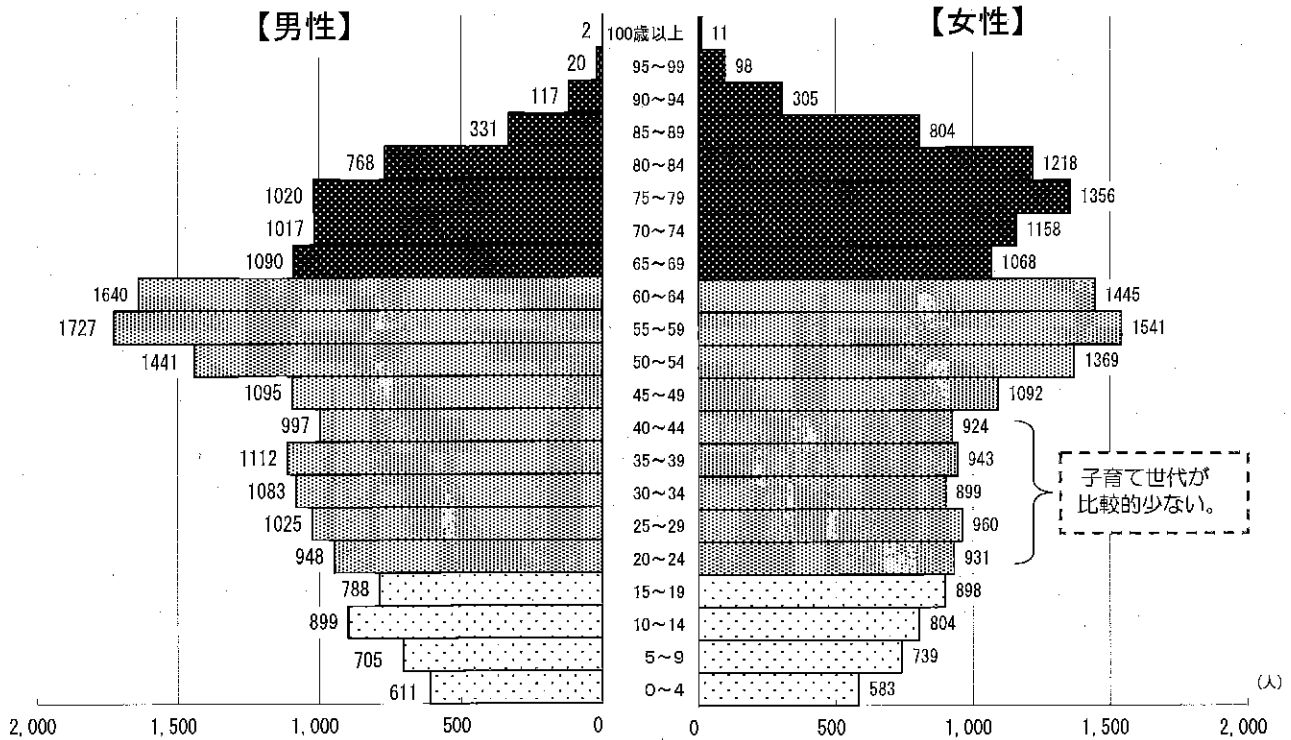
平成26年現在、行方市の総人口は37,564人で減少傾向です。その一方で世帯数は増加傾向であり、一世帯あたりの人数は少なくなっています。



資料：住民基本台帳（3月31日現在）外国人を含む

② 男女別の人口構成

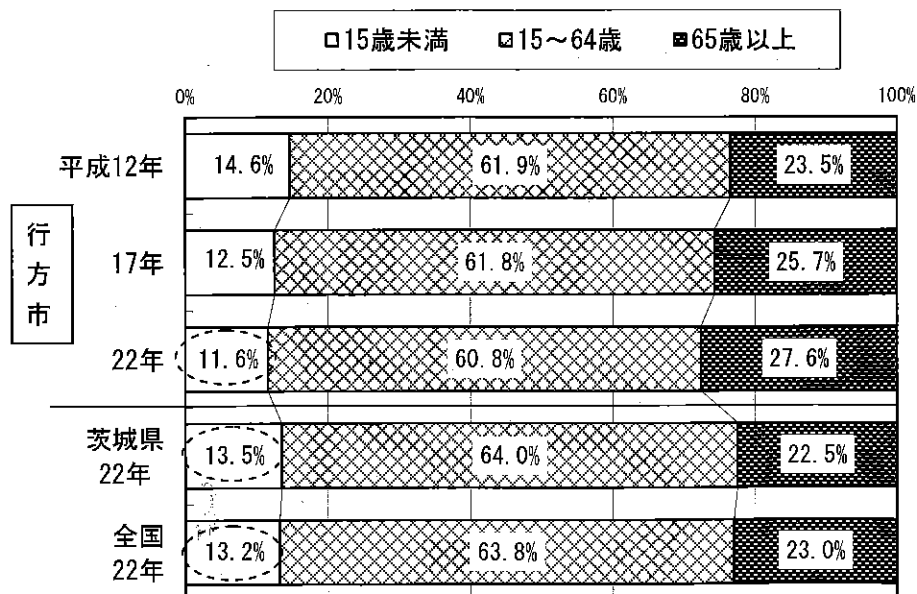
人口構成を見ると、男女とも“55～59歳”の人口が最も多くなっています。その一方で、30代のいわゆる子育て世代にあたる女性の人口が比較的少ない状況です。



資料：国勢調査（平成22年）

③ 年齢三区分別人口の推移

平成22年現在、15歳未満の占める割合は11.6%で、茨城県や全国と比べて低い割合です。その一方で、65歳以上が27.6%を占めており、高くなっています。

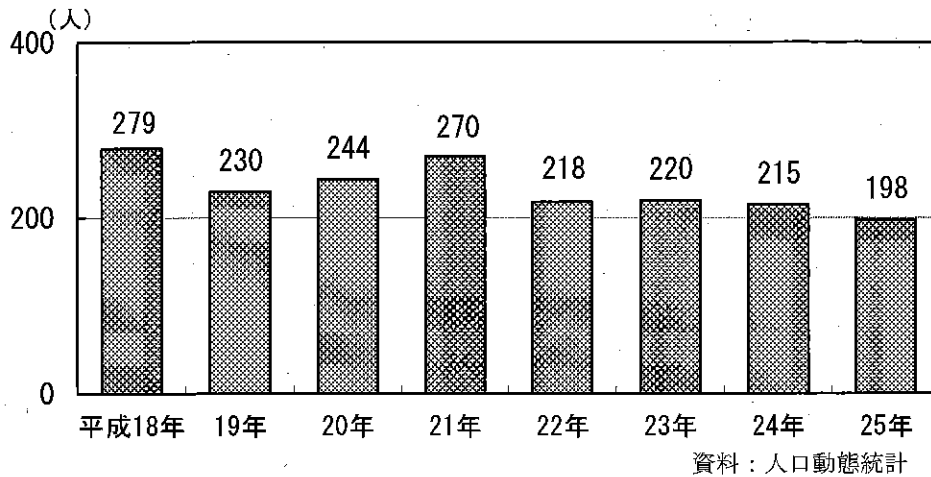


資料：国勢調査

(2) 出生の動向

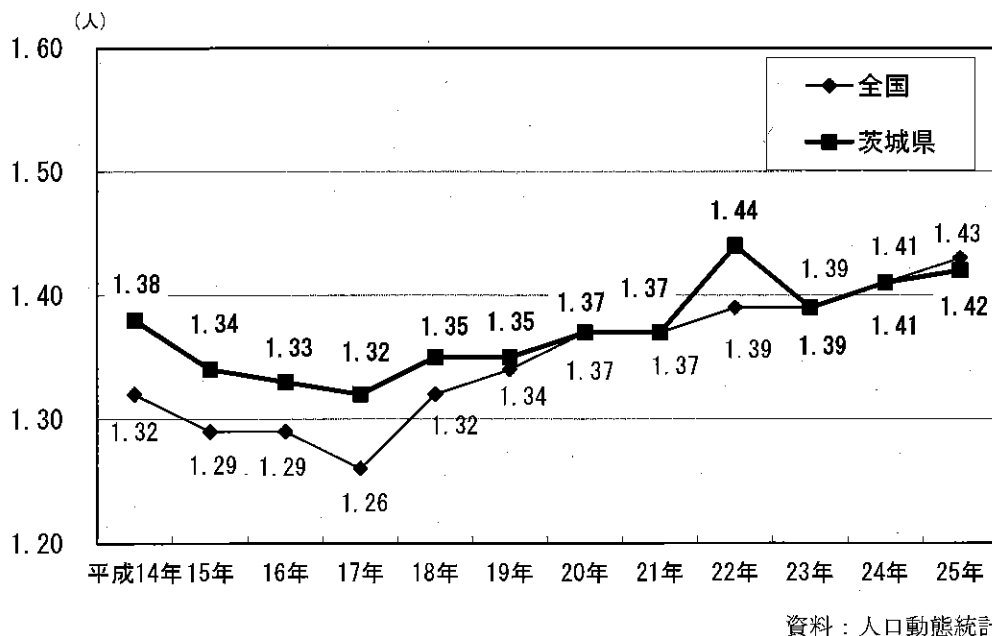
① 出生児の推移

行方市における出生児の推移を見ると、近年は200人程度で推移しています。



② 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む平均子ども数を示す合計特殊出生率をみると、茨城県は、全国と比べてやや高い傾向にありましたが、近年は同程度で推移しています。全国では、平成17年度の1.26人を底に上昇に転じています。



※合計特殊出生率：

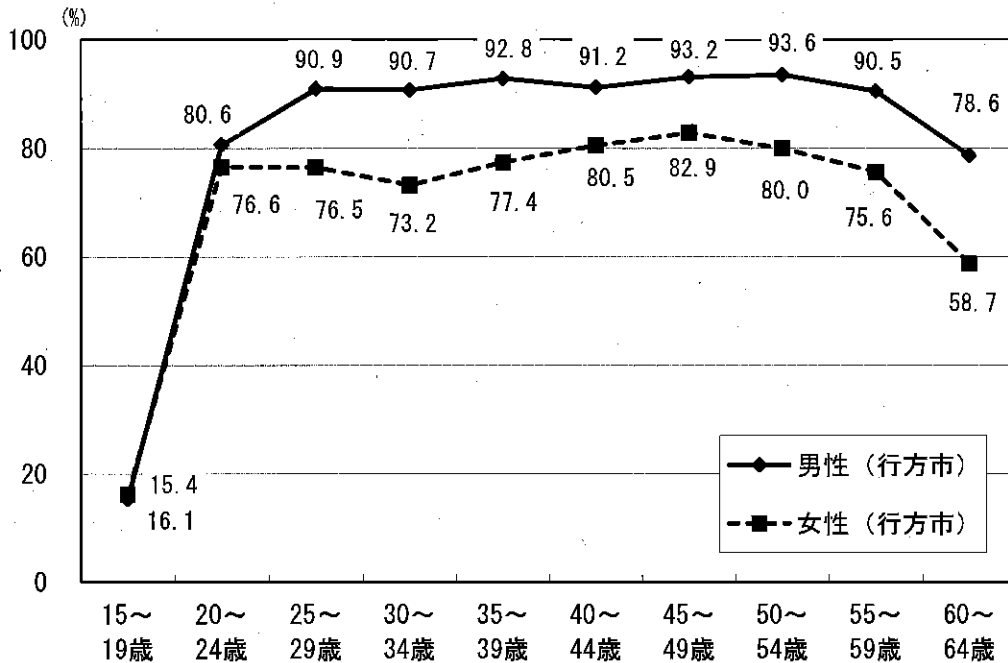
一人の女性が15歳から49歳までの間に生む平均子ども数の推計。

2.08程度であれば現状維持、これを下回ると将来人口は減少すると考えられています。

(3) 社会の動向

① 年齢別就業率

本市の女性の就業率は“30～34歳”で若干低くなりますが、いわゆる子育て期の年齢でも、7割以上の女性が就業していることがわかります。

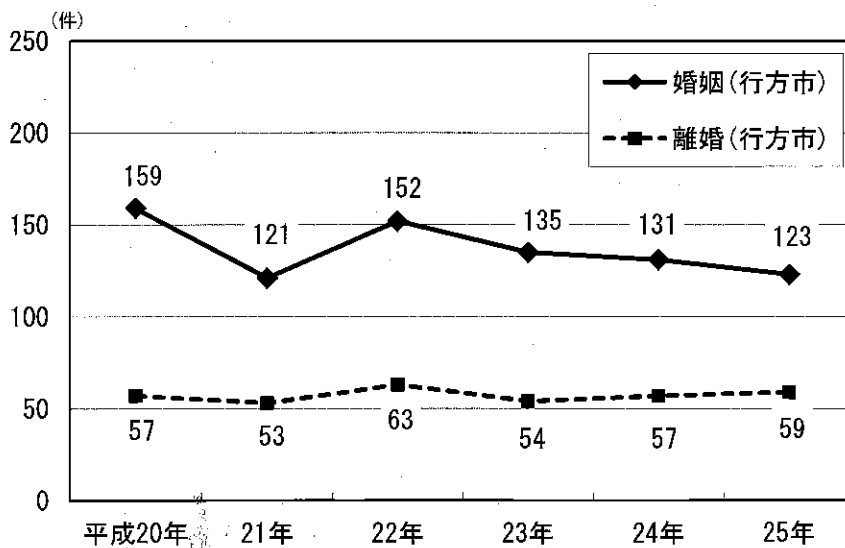


注) 総数/就業者 (完全失業者を除く)

資料: 国勢調査 (平成22年)

② 婚姻・離婚の推移

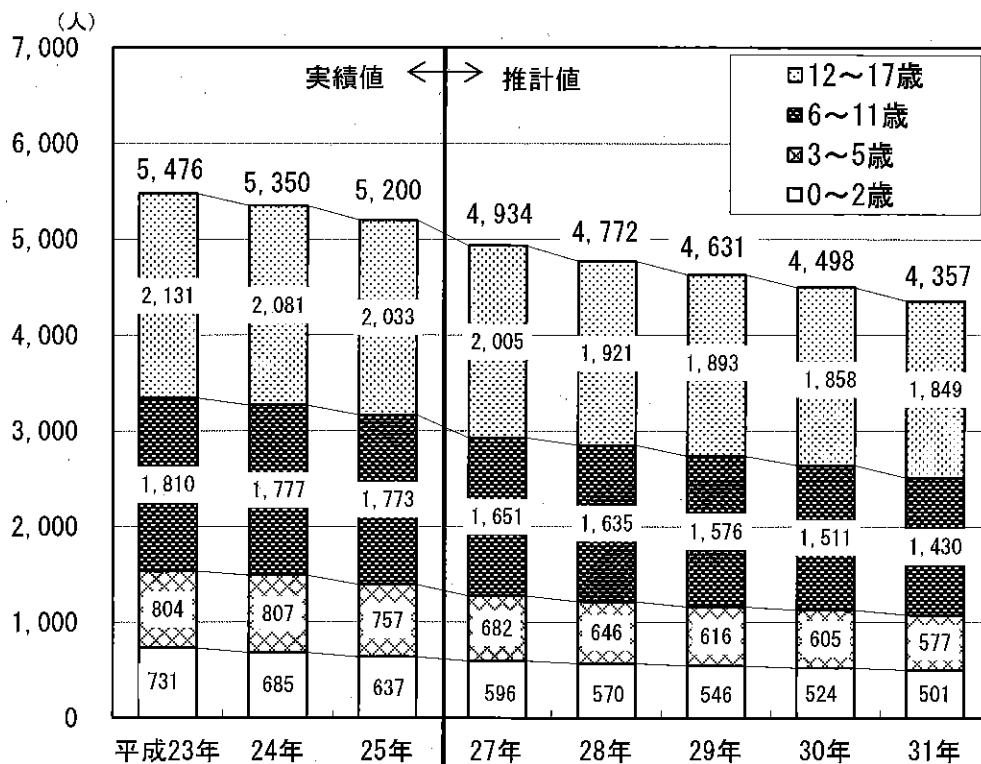
行方市の婚姻数は、平成25年現在123組となっています。



資料: 人口動態統計

(4) 児童・生徒数等の予測

行方市の児童・生徒数は減少傾向が続いています。この傾向が続くと17歳以下の人口は、平成31年には4,357人に減少することが予測されます。



注) 平成27年以降はコーホート法による推計値

就学前児童（0～5歳）の合計は、平成25年度1,394人でしたが、29年度1,162人、31年度1,078人と減少が見込まれます。

■行方市における就学前児童数の見込み

(単位: 人)

年齢	【参考】実績	推計値					
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
就学前	0歳	209	190	183	175	167	160
	1歳	200	198	190	183	175	167
	2歳	228	208	197	188	182	174
	3歳	244	200	209	198	189	182
	4歳	267	232	203	213	201	192
	5歳	246	250	234	205	215	203
合計	1,394	1,278	1,216	1,162	1,129	1,078	

資料: 住民基本台帳 (4月1日現在)

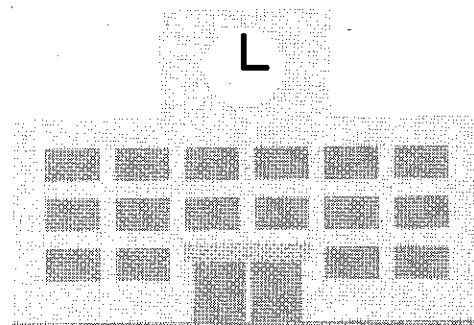
小学生児童（6～11歳）は、平成25年度1,773人でしたが、29年度1,576人、31年度1,430人と減少が見込まれます。

■行方市における小学生児童数の見込み

(単位：人)

年齢		【参考】実績 平成25年度	推計値				
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低 学 年	6歳	294	268	249	232	204	214
	7歳	270	246	269	249	233	204
	8歳	292	297	248	271	251	235
高 学 年	9歳	271	272	297	248	271	251
	10歳	304	294	276	299	251	274
	11歳	342	274	296	277	301	252
合計		1,773	1,651	1,635	1,576	1,511	1,430

資料：住民基本台帳（4月1日現在）



2 教育・保育の状況

(1) 保育所(園)

平成26年度現在、市内の保育所(園)は、すべて私立で8園あります。平成26年度の定員数は580人で、保育所(園)入所待機児童はいません。しかし、一部の保育所(園)では定員数を上回っている状況も見られます。

■保育所(園)の状況

(単位：か所、人)

年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設数	6	6	7	7	8
公立	-	-	-	-	-
私立	6	6	7	7	8
定員数(人)	485	505	525	550	580
利用者数(人)	547	600	615	608	578
0歳	21	24	23	25	18
1・2歳	165	194	208	197	209
3～5歳	361	382	383	386	351

4月1日現在

■年齢別、保育所(園)別の児童数(市内児童 平成26年7月現在)

(単位：人)

年 度	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
麻生保育園	90	3	17	16	26	8	15	85
竜翔寺保育園	100	1	12	16	25	23	21	98
北浦保育園	80	4	7	16	14	12	18	71
玉造第一保育園	80	2	14	14	22	17	21	90
玉造第二保育園	90	7	14	23	17	23	17	101
玉造第三保育園	90	5	13	15	22	14	19	88
子どもの家 菫の苑	20	3	6	6	8	0	0	23
のぞみ保育園	30	1	7	6	0	0	0	14
合計	580	26	90	112	134	97	111	570
管外委託		1	7	6	2	2	6	24
総合計		27	97	118	136	99	117	594

平成26年度現在

	内 容	実施場所
一時保育事業	保護者の疾病や育児疲れ解消など一時的な保育を行う	各保育園
特定保育事業	パートタイムや短時間勤務など保護者の多様な働き方に対応した保育を行う	玉造第一保育園 玉造第二保育園
休日保育事業	日曜日、祝日などにおいて保育に欠ける児童を保育する	竜翔寺保育園 玉造第一保育園
病後児保育事業	子どもが病気の回復期に自宅で看護が困難な場合に保育する(小3まで対応)	玉造第一保育園

(2) 幼稚園

平成26年度現在、市内の幼稚園は、公立3園と私立1園の合計4園あります。私立幼稚園は、認定こども園になっており、市外からの利用者も多くいます。公立幼稚園は2年保育です。

園児数全体でみると、定員数に対して利用者が少ない状況です。

また、公立幼稚園では、早朝の預かり保育と教育時間後の降園後保育事業（エンゼル・サポート）を実施しています。

■幼稚園の現状

(単位：か所、人)

年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施設数	5	5	5	5	4
公立	4	4	4	4	3
私立	1	1	1	1	1
定員数	540	575	505	470	470
利用者数	333	311	282	266	291
3歳	18	19	20	17	13
4歳	136	149	104	135	133
5歳	179	143	158	114	145

5月1日現在

平成26年度現在

	内 容	実施場所
幼稚園預かり保育事業	在園児を対象に、通常の教育時間前に預かり保育を行う事業。 〔AM7:30～AM8:30〕 【学校教育課】	麻生幼稚園 北浦幼稚園 玉造幼稚園
降園後保育事業 (エンゼル・サポート)	保護者の就労などにより、昼間自宅に保護者がいない幼稚園児を預かり、心身の健全な育成を図る。 〔平日：降園後～18:00、土・長期休業中：AM 8:00～18:00〕 【こども福祉課】	麻生エンゼル（麻生幼稚園） 津澄エンゼル（津澄小学校） 玉造エンゼル（玉造幼稚園）

(3) 認定こども園

「認定こども園」は、既存の幼稚園や保育園等が、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を行う機能を有する施設です。

本市は、平成26年度現在、私立の認定こども園が1園あります。

(4) 地域の子育て支援

① 子育て支援センター

保育園において週3～5日開設し、乳幼児の保育に関する不安等の相談、指導を行うとともに、子育てサークルの支援や援助を行っています。

平成26年度現在

名称	開催場所
♡はーと・くらぶ♡	麻生保育園
ちびっこ広場	北浦保育園
たんぼぼ	玉造第一保育園
つくしんぼ	玉造第二保育園
あい♡あい	玉造第三保育園
おひさまクラブ	のぞみ保育園 (認定こども園)

② 子育て広場 (こども福祉課)

就学前の子どもとその保護者のための遊び場づくりを行っています。

○開催場所：麻生公民館、北浦公民館、玉造保健センター

○開催時間：午前9時30分～11時30分

○開催日：月12～18回 (広報紙、市ホームページ等に記載)

③ 子育てサークル活動支援 (健康増進課)

子育て家庭が気軽に交流できる場として、子育てサークル活動の支援を行っています。

平成26年度現在

名称	開催日	開催場所
わんぱくキッズ	不定期	北浦保健センター
なめがたサクランボの会	年2回	〃
子育てほっと! サロン	年9回	〃

④ 子育て支援講座（教室）

子育て経験の浅い保護者に対して、親子関係の重要性や子どもが成長する喜びを実感できるように、子どもの年齢、身体、精神的な成長に合わせた教室を開催しています。

平成 26 年度現在

名称	概要
0歳児親子教室	0歳児親子を対象にベビーマッサージなど。 年9回程度開催
のびのび教室	1～2歳児と保護者を対象。ジャガイモ堀、音楽会、体操教室など。登録制 年10回程度開催
どろんこキッズ	3～5歳児と保護者を対象。（のびのび教室と合同）
ス・トミック講座	小学校就学前の児童及び幼児と保護者を対象に、散策、パン作り、人形劇など。 随時募集 年10回程度開催

⑤ アタッチメントケア（こども福祉課）

障がいや疾病などで不安を感じている子育て家庭に対し、個別の相談支援及び指導を行っています。

平成 26 年度現在

開催日	開催場所
月1回（土曜日）予約制	玉造公民館

（5）学童保育「放課後児童クラブ」

放課後児童クラブは、平成26年度現在5か所あり、近年は利用者数が増加しています。

■学童保育の現状

（単位：か所、人）

年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置数	12	11	10	9	5
利用者数	252	231	262	302	333
低学年	184	182	189	224	241
高学年	68	49	73	78	92

4月1日現在

平成 26 年度現在

	概要	名称
放課後児童クラブ（キッズ・キャビン）	保護者の就労などにより、昼間自宅に保護者がいない児童（小学6年生まで）を預かり、心身の健全な育成を図る。【こども福祉課】	麻生キッズ（麻生小学校） 麻生東キッズ（麻生東小学校） 津澄キッズ（津澄小学校） 武田キッズ（武田小学校） 玉造キッズ（農村環境改善センター）

(6) 小学校・中学校

平成26年度現在、市内に小学校が6校、中学校が3校あります。近年、児童・生徒数が減少しており、学校教育環境の充実を図る視点から学校等の適正配置を進めています。なお、児童の特性や発達段階に応じた教育的支援を行う特別支援学級は、平成26年度現在、小学校17学級、中学校8学級あります。

■小学校の状況

(単位：校、人)

年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置数	18	18	14	11	6
児童数	1,851	1,808	1,771	1,756	1,647
1年生	272	289	269	289	244
2年生	305	271	286	269	283
3年生	336	303	271	285	269
4年生	309	333	301	273	283
5年生	304	306	336	303	268
6年生	325	306	308	337	300

資料：学校基本調査 各年5月1日現在

■中学校の状況

(単位：校、人)

年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置数	4	4	3	3	3
生徒数	1,082	1,046	1,027	982	914
1年生	364	336	325	317	323
2年生	334	366	336	327	296
3年生	384	344	366	338	295

資料：学校基本調査 各年5月1日現在

■特別支援学級の状況

(単位：学級、人)

年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校学級数	25	24	22	20	17
児童数	72	67	82	81	72
中学校学級数	8	9	7	8	8
生徒数	29	33	37	39	43

資料：学校基本調査 各年5月1日現在

行方市では、公民館において、放課後等における子どもの居場所づくりを行っています。

平成26年度現在

	概要	実施場所
放課後子供教室	放課後等における子どもたちの居場所づくりのための教室を開催しています。 【生涯学習課】	麻生公民館 玉造公民館 北浦公民館

(7) 子育て支援に関するサービス等

① 保育サポーター派遣事業

核家族や共働き家庭の増加に伴い、多様化している保育ニーズに対応するため育児相互援助活動を行い、安心して子どもを育てられる環境づくりを行っています。

② 育児に関する相談

子どもの健康・育児、教育等の悩みなどに対応する相談窓口を設置しています。

平成26年度現在

名称	場所
健康・育児相談	健康増進課
家庭児童相談	こども福祉課 家庭相談員
母子・父子相談	こども福祉課 母子・父子自立支援員
教育相談	玉造公民館内 相談室ポプラ 相談日 火～金曜日 9～17時
子どもや家庭に関する相談	茨城県福祉相談センター 鹿行児童分室

※その他、各保育園や幼稚園において、育児相談を行っています。

(8) 障がい児の通所事業

障がいのある児童に対して、地域の身近な場所で指導や訓練など専門的な支援を行う児童発達支援事業を行っています。

■障害児通所事業の現状 (単位：人)

年 度	25年度	26年度
児童発達支援	3	4
放課後等デイサービス	12	19

4月1日現在

*児童発達支援は、障がいのある未就学児を対象にした通所訓練施設です。
また、放課後等デイサービスは、主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障がい児が学校の帰りや土曜日、日曜日、祝日などの学校休業日や夏休みなど長期休暇中に利用する通所訓練施設です。

3 子育てニーズの状況（アンケート結果）

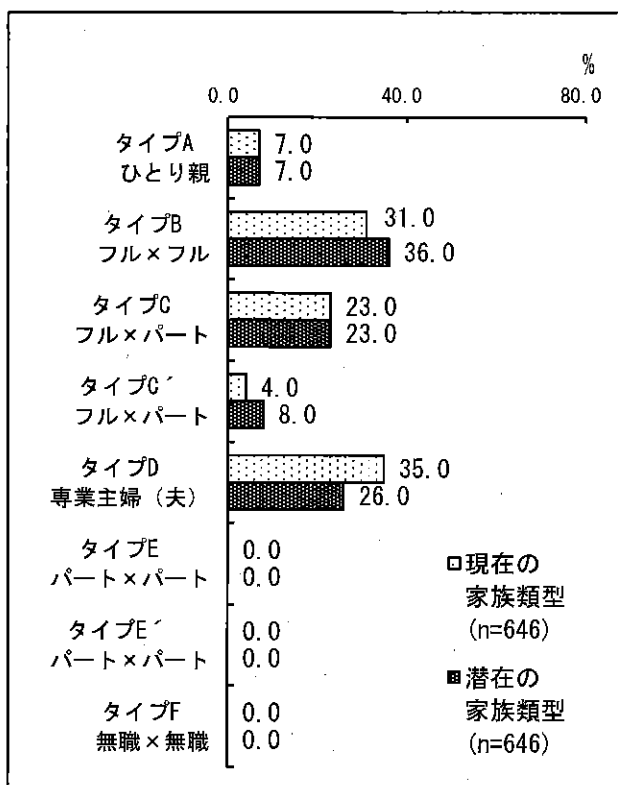
（1）就学前児童の保護者の状況

① 就学前保護者の就労状況（家庭類型）

アンケート結果による保護者の就労状況から家庭類型を算出したところ、現在、父母ともフルタイム勤務の家庭が31.0%でした。しかし、今後の希望を踏まえた潜在的な家庭類型では36.0%と5ポイント高くなっています。母親がパートタイムの家庭を合わせると約6割が共働き家庭ということがわかります。

また、0歳の子どもの母親が就労している家庭は4割程度でしたが、3歳～就学前の子どもの家庭では7割の母親が就労している状況がみられました。

図 家庭類型（0歳～就学前）



注) タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'は、新制度の保育の必要性の認定の際、保育時間を定める指標となるため、パートタイムの時間区分が異なる。

② 育児と仕事の両立

育児休業の取得状況をたずねたところ、母親は「働いていなかった」が5割で高いものの、「取得した（取得中である）」人が3割です。そのうち、母親はほとんどの人が職場に復帰しています。

育児休業を取得しなかった母親の理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」との理由も2割以上みられました。その一方で、育児休業を取得した父親は1.5%で、ほとんど取得していない現状が分かります。

図 育児休業の取得状況

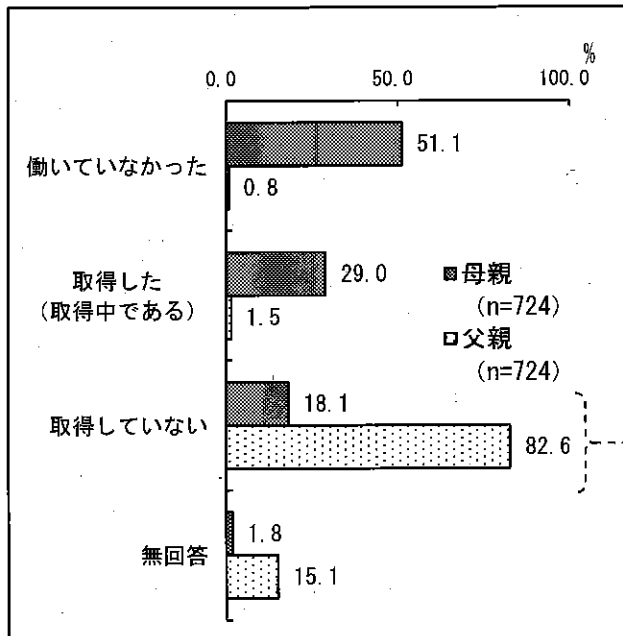
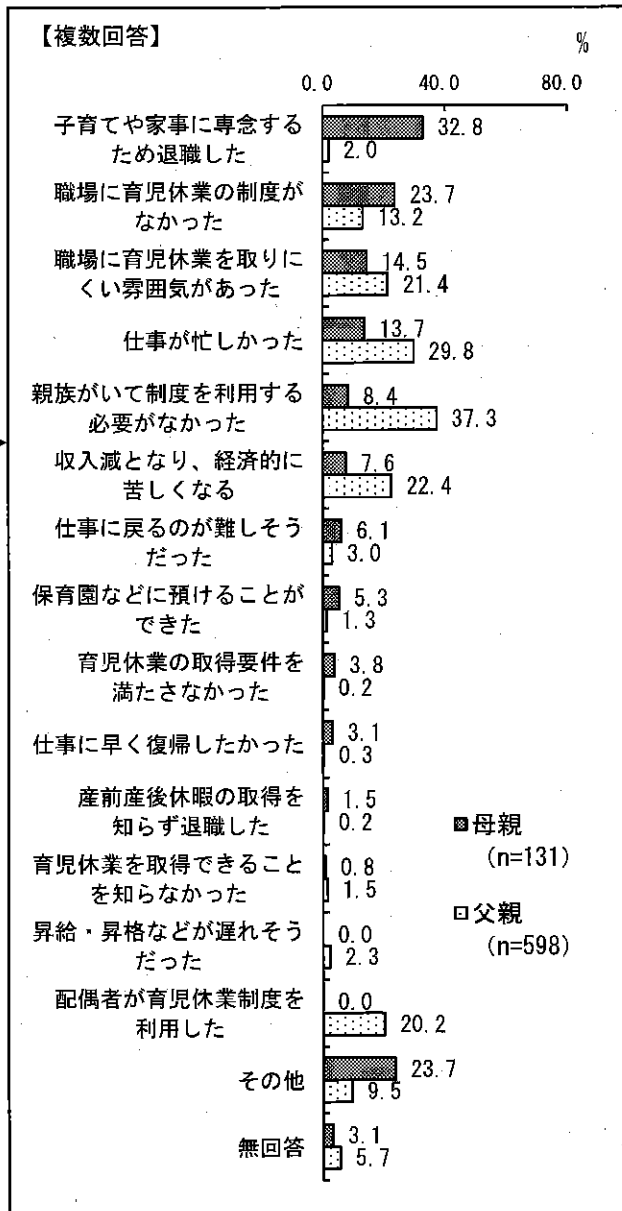


図 取得していない人の理由

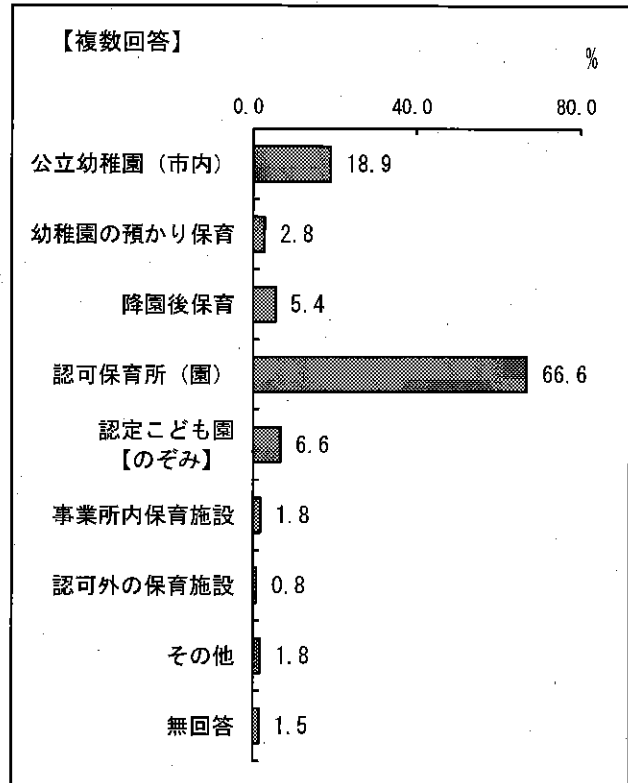


③ 定期的な教育・保育事業

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、全体では「認可保育所（園）」が66.6%で高い結果です。

また、幼稚園や認定こども園等を含む教育・保育事業を利用している人を子どもの年齢別に見たところ、0歳は2割以下ですが、1～2歳では5割、3～5歳は9割と高くなり、3歳以上の子どもがいる家庭のほとんどが利用している状況です。

図 利用している事業（0歳～就学前）



今後の希望をみると、「認可保育所（園）」が54.0%、「公立幼稚園（市内）」が46.7%です。年齢別では、「公立幼稚園」は各年齢とも約5割の希望が見られましたが、0歳児の家庭は「認可保育所（園）」が約6割、「認定こども園」が約2割で比較的高い結果です。

また、教育・保育事業の土曜日の利用希望は3割強、日曜日・祝日の利用希望も約2割見られました。

さらに、幼稚園利用者の中には「週に仕事が数回入る」との理由で、長期休暇中に教育・保育事業を利用したい人が約4割いました。

表 今後、利用したい事業（一部施設を抜粋）「複数回答」

単位：人（%）

複数回答	全体	子どもの年齢別		
		0歳	1～2歳	3～5歳
回答者総数	724 (100.0)	243 (100.0)	216 (100.0)	254 (100.0)
認可保育所（園）	391 (54.0)	140 (57.6)	126 (58.3)	119 (46.9)
公立幼稚園（市内）	338 (46.7)	119 (49.0)	100 (46.3)	115 (45.3)
認定こども園【のぞみ】	107 (14.8)	45 (18.5)	28 (13.0)	34 (13.4)
事業所内保育施設	27 (3.7)	12 (4.9)	9 (4.2)	6 (2.4)
認可外の保育施設	17 (2.3)	5 (2.1)	8 (3.7)	4 (1.6)

注) 子どもの年齢別「無回答」11人を除く。

④ 地域の子育て支援

保育園で実施している事業など、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場を「利用している」と回答した人は1割程度に止まりましたが、1～2歳児の家庭だけをみると2割いました。

また、今後（今後とも）利用したい人を見ると全体で3割の希望があり、0歳の家庭に限ってみると5割の家庭が「利用したい」と回答していました。

さらに、子育てに関する事業を項目別に聞いたところ、保健センターの相談や乳幼児健診などの周知度や利用意向が特に高くあげられたほか、「のびのび教室、子育て広場、ス・トミック」の周知度が高く、利用希望も比較的高い結果でした。

図 地域子育て支援拠点事業の利用状況

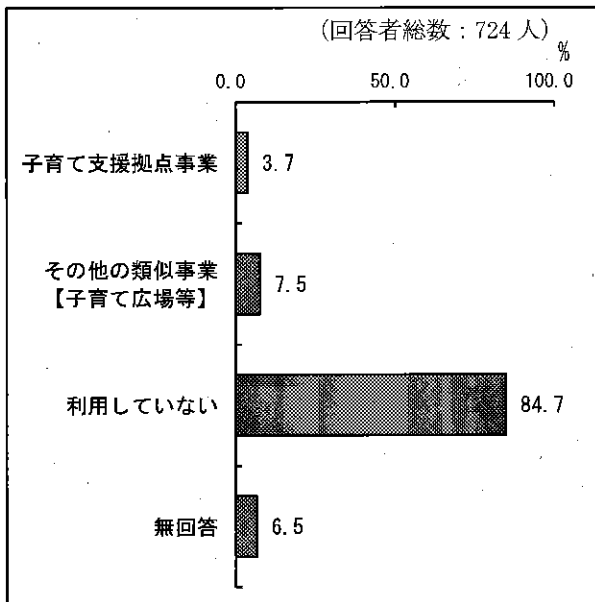
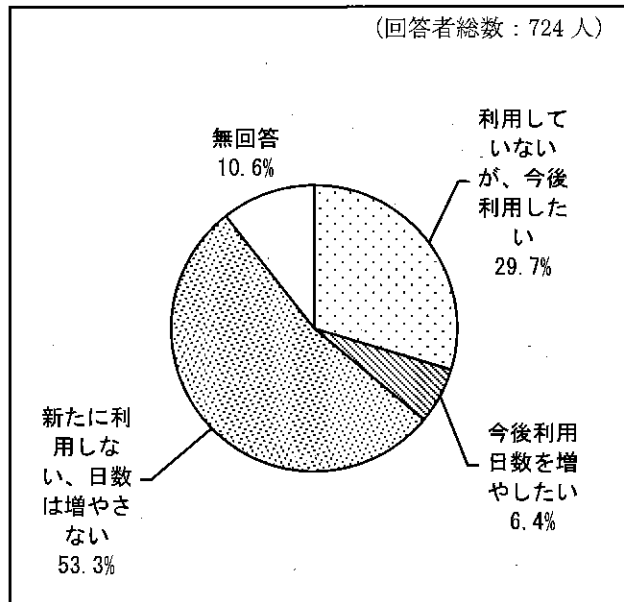


図 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



(2) 小学校低学年児童の保護者の状況

① 低学年保護者の就労状況

小学校低学年児童のいる母親の就労状況は、フルタイムとパート・アルバイトを合わせて8割であり、就学前の母親より27.5ポイント高い結果でした。

また、働き方は「パート・バイト継続希望」が約6割を占めており、フルタイムへの転換の見込みがある人は1割に止まりました。

図 現在の保護者の就労状況（小学校低学年）

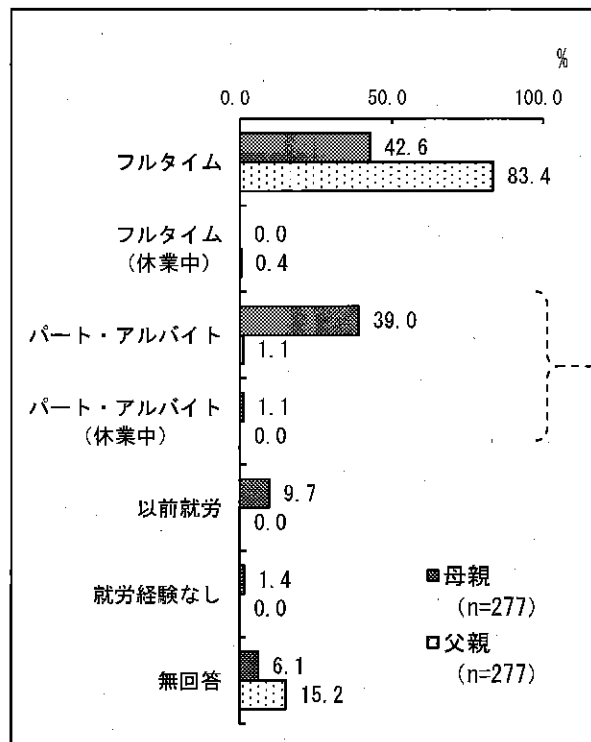
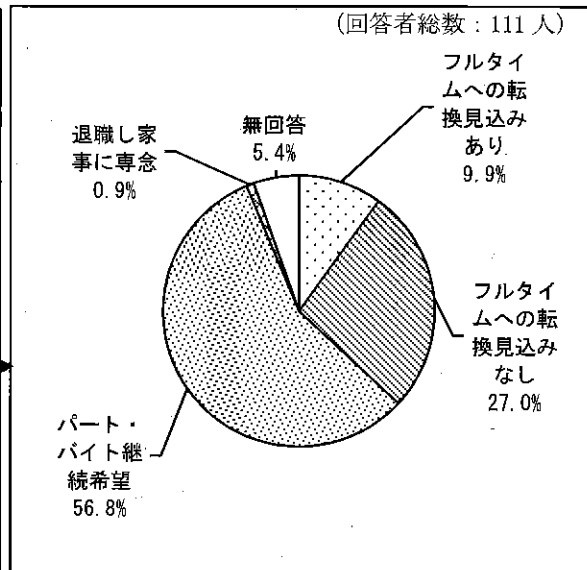


図 母親のフルタイムへの転換希望



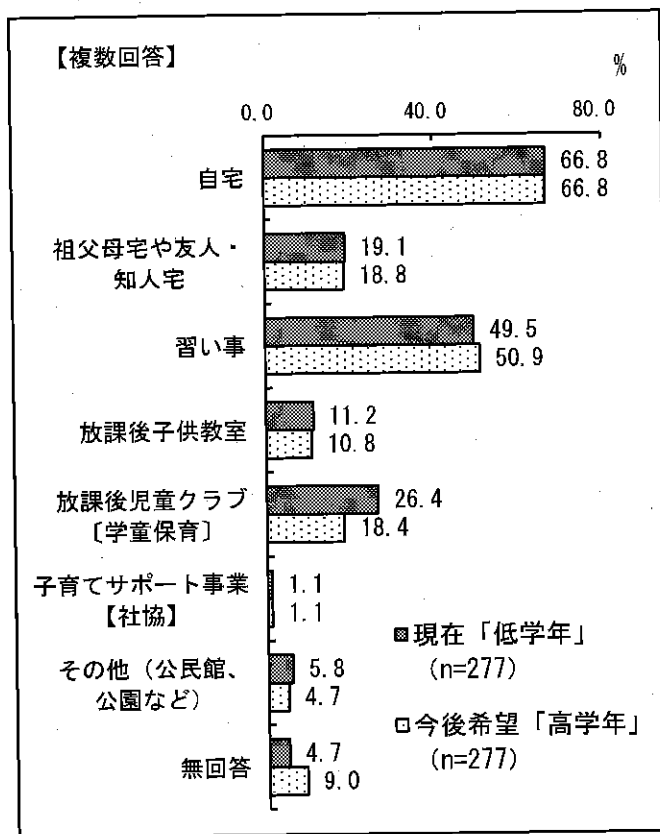
② 放課後の過ごし方（放課後児童クラブ等）

低学年児童の保護者に平日の放課後の過ごし方の意向をたずねたところ、「自宅」が7割で高く、「習い事」が5割でした。また、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が26.4%であり、将来、高学年になった時も18.4%が希望しています。また、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向を学年別に見ると、1年生と2年生はともに約3割ですが、3年生になると2割以下に低くなる傾向が見られました。

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を利用している人の土日・祝日の希望は低い結果でしたが、土曜日の希望だけを見ると「低学年の間は利用したい」、「高学年になっても利用したい」を合わせると4人に1人の割合でした。

また、放課後における子どもたちの居場所づくりとして実施している「放課後子供教室」は各学年とも1割程度という結果が見られました。

図 平日の放課後の過ごし方の意向



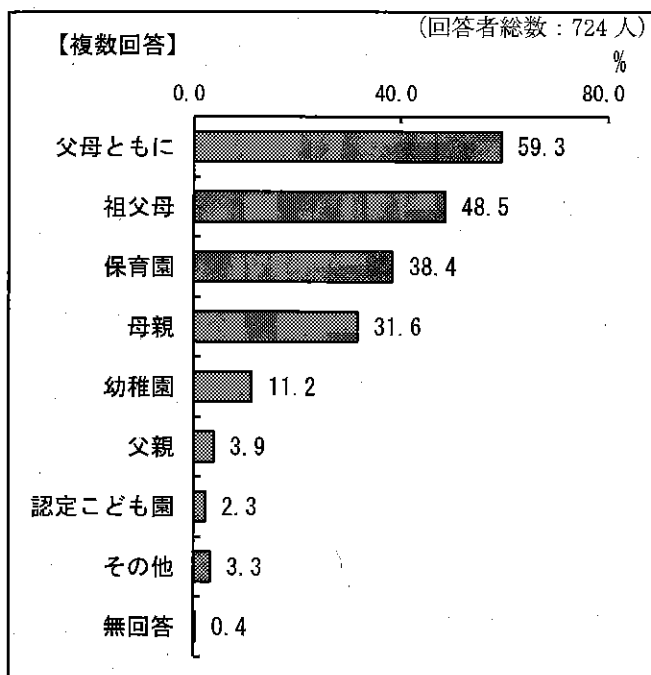
(3) 子育て環境について

① 子育てに関わっている人

子育てに日常的に関わっている人（施設）は、「父母ともに」が約6割で最も高い結果です。また、子育てに「祖父母」が関わっている割合が比較的高く、緊急時や日常的に子どもの預かりを含め、「心配なく、安心して子どもをみてもらえる」との回答も高いことから、祖父母等の親族が子育ての担い手になっている状況がわかります。

また、気軽に相談できる人も「祖父母等の親族」が特に高い割合でしたが、その一方で、「負担をかけていることが心苦しい」や「精神的な負担」、「身体的な負担」を心配する回答も多く見られました。

図 子育てに関わっている人【就学前保護者】

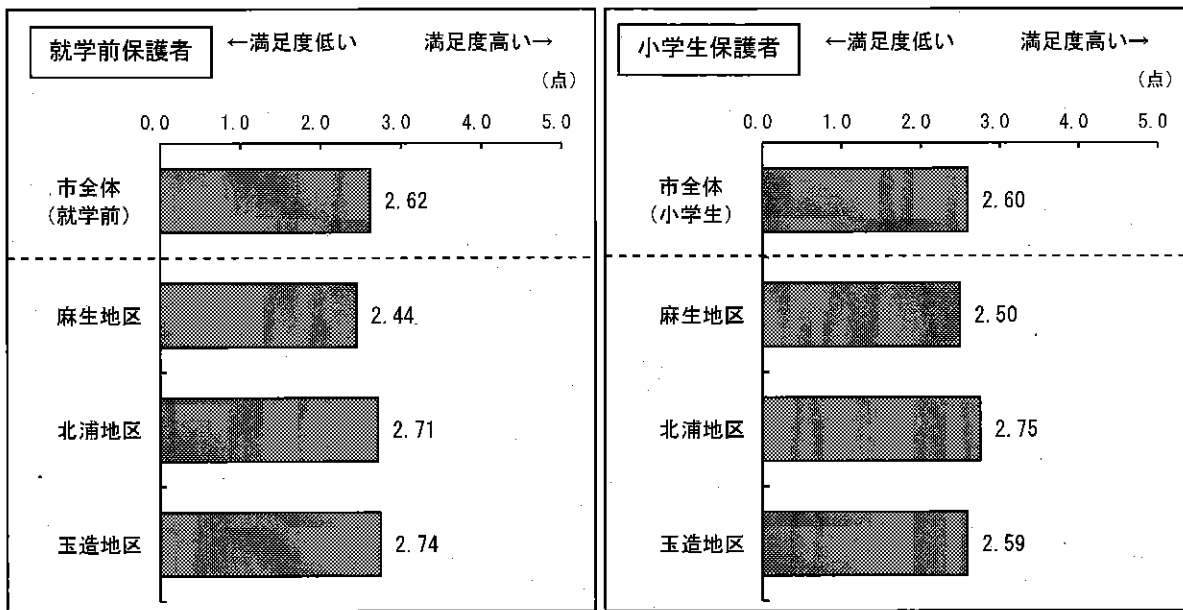


② 子育て環境の満足度

行方市の子育て環境について、1～5点で満足度を評価いただいたところ、加重平均値で見ると、就学前保護者は2.62点、小学生保護者は2.60点でした。

また、地区別にみると、「麻生地区」の満足度が他地区よりもやや低い結果です。さらに、「玉造地区」は就学前児童と比べて小学校児童の満足度がやや低い結果が見られました。

図 子育て環境の満足度（加重平均値）



【加重平均値について】

満足度が高いと回答した人を5点、やや高い人を4点、どちらともいえない人を3点、やや低い人を2点、満足度が低いと回答した人を1点など5段階で点数化し平均した。



4 現状における課題

平成22年度に実施した総合計画アンケート調査によると、行方市に対する市民の愛着心は、全体で7割を超えていますが、子育て世代である40代以下は6割程度と低く、定住意向も比較的低い結果です。そのため、これらの結果も含めて、各種データやアンケート調査等の結果から、子ども・子育てを取り巻く課題に対応し、より魅力ある子育て支援の充実した地域づくりを進めていく必要があります。

【行方市の現状】

- 本市は、急速な少子化とともに核家族化も進行している。
- 20～30代のいわゆる子育て世代にあたる人口構成が比較的少ない。
- 子育て期の母親でも就労している人が7割以上いる。
- 幼稚園の利用よりも保育園を利用している子どもの方が多い。
- 保育園の待機児童はいないが、パートタイムによる短時間保育の希望など潜在的なニーズがある。また、放課後児童クラブの利用者も増加傾向にある。
- 祖父母等の親族による子育てが比較的行われている。
- 地域の各所において、多様な子育て支援の教室や講座等が行なわれている。



など

《課題》として、

- ◆今後、3歳未満の潜在的な保育ニーズや放課後児童クラブの利用希望の高まりに対応する必要があります。
- ◆保護者の就労状況に関わらず、子どもが教育・保育を一体的に享受できる「認定こども園」の普及啓発などが一層求められます。
- ◆地域子育て支援拠点の周知と活用を進め、情報提供や相談支援の充実と併せて、安心して子育てできる環境を確保する必要があります。
- ◆児童虐待の防止、ひとり親の自立支援、障がい児施策の充実など、特に配慮を要する子どもや家庭へのきめ細かな対策が必要です。

◇第3章◇
計画の内容

1 基本理念

子どもは、未来に向かって無限の可能性を秘めています。この子どもたちが、それぞれの個性と能力を伸ばし、いきいきと健やかに成長していける社会環境を築いていくことは、行方市の未来にとっても大切なことです。

本市は、美しい水辺と肥沃な大地を舞台に豊かな自然環境や農水産物に恵まれ、県内でもトップクラスの宅地面積・住宅面積を有するなど、のびのびと子育てするにはとても魅力ある地域です。この行方市で安心して子どもを産み、心にゆとりを持った育児ができるよう、さらに教育・保育環境や子育て支援策を充実させるとともに、家庭、地域住民、各種団体、学校、行政、企業など地域社会全体の「協働・共創」を基本に、子どもの健やかな成長を見守り、支え、喜び合えるまちとして、取り組みを推進します。

地域資源の魅力を最大限に活用しながら、“子育てするなら やっぱり なめがた”と、言われる子ども・子育て支援の充実した取り組みを推進していきます。

【基本理念】

未来をひらく子どもが健やかに生まれ

育つためのまちづくり



2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」を設定し、当該区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）」や「確保方策（確保の内容＋実施時期）」を定めることとされています。（子ども・子育て支援法第61条2項）

「教育・保育提供区域」の設定にあたっては、

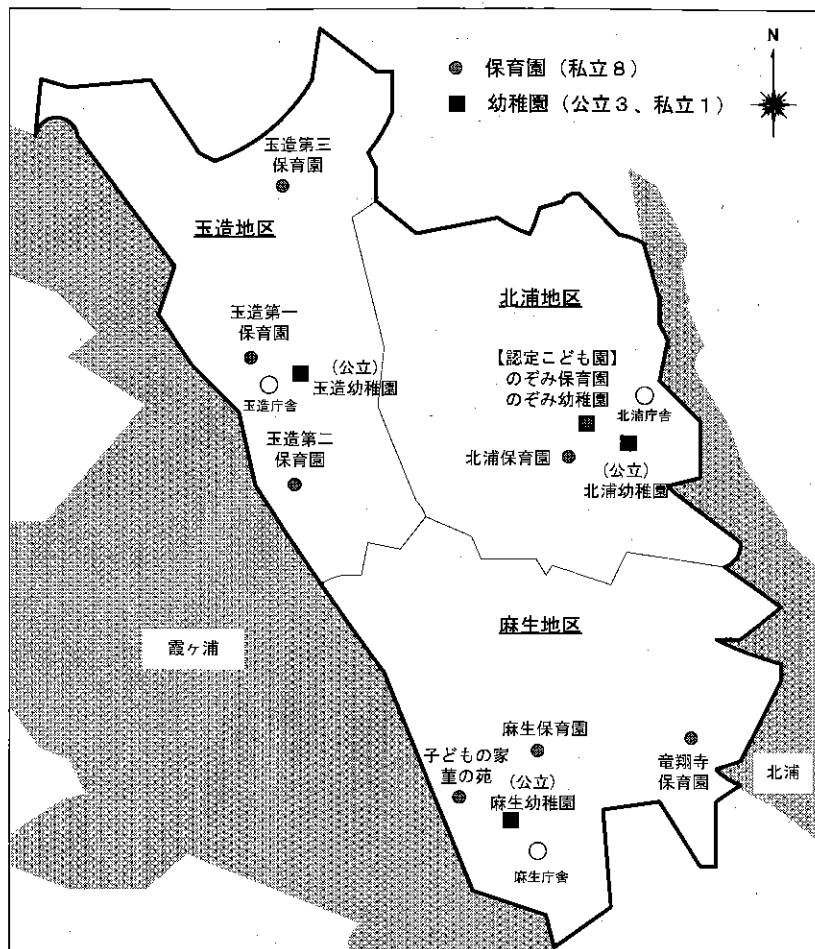
- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件
- ・現在の教育・保育等の利用状況
- ・教育・保育を提供するための施設の整備の状況

その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めます。

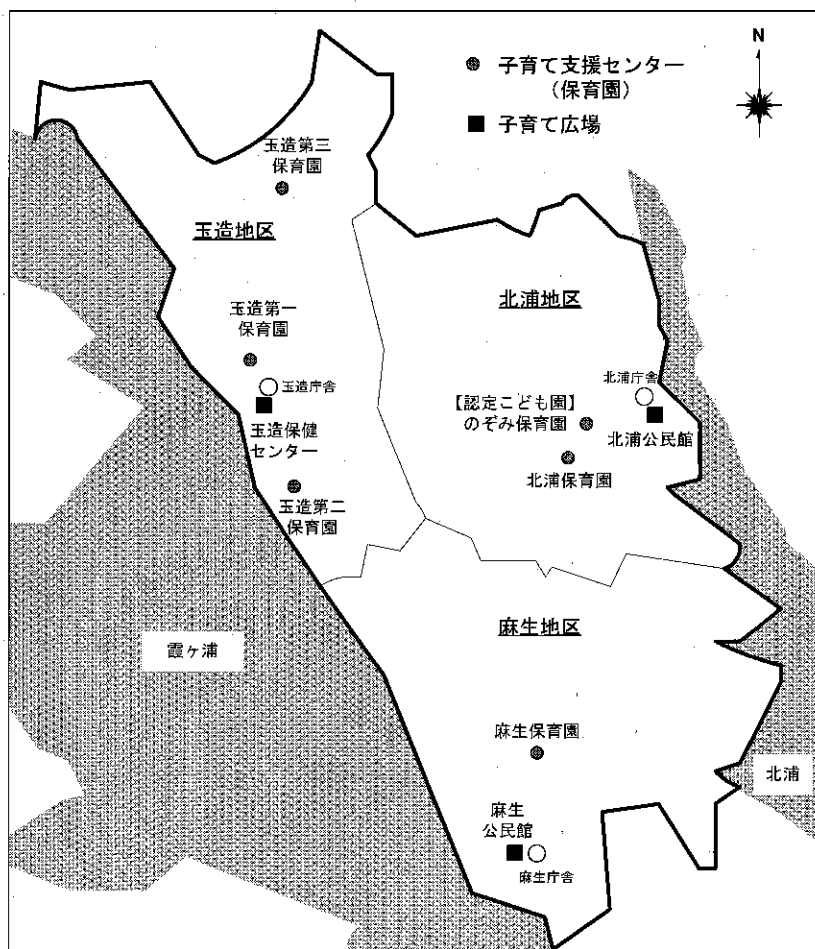
- 行方市は、人口、利便性、教育保育施設の配置等から勘案し、一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい等の理由から、市域全域を1つの「区域」として設定して、計画を推進することとします。

■行方市の教育・保育施設

区域内に比較的バランスよく施設が配置されています。



■子育て支援拠点



3 教育・保育事業

子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、行方市における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの見込み量及び確保方策を示します。

認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小規模保育などの地域型保育による就学前の児童の教育・保育の提供を進めます。今後は、これらの施設型給付及び地域型保育給付を利用する子どもは、市の認定を受けることとなります。

■認定の区分

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
【1号認定】（3歳以上：保育の必要性なし） 満3歳以上で、教育を希望する場合	○教育標準時間	幼稚園
		認定こども園
【2号認定】（3歳以上：保育の必要性あり） 満3歳以上で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により保育を希望する場合	○保育短時間 ○保育標準時間	保育所（園）
		認定こども園
【3号認定】（0～2歳：保育の必要性あり） 満3歳未満で、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により保育を希望する場合	○保育短時間 ○保育標準時間	保育所（園）
		認定こども園
		小規模保育等

○教育標準時間（4時間）外の利用は、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

○保育標準時間は、フルタイム就労を想定した利用時間。（最長11時間）

○保育短時間は、パートタイム就労を想定した利用時間。（最長8時間）

○保育施設の利用が可能となる保護者の就労時間の下限は一か月当たり64時間とします。

待機児童解消加速化プランの目標年次（平成29年度末）に合わせた見込み量の確保策をイメージして、提供体制の確保・実施時期を定めます。

○新たな認定こども園の施設整備については、教育・保育事業の見込み量に合わせて、積極的に推進します。

○市内の認可外保育園の新制度への移行は見込んでいませんが、申請があれば、実際の利用状況を踏まえて検討します。

○なお、教育・保育施設の新規参入は見込みません。

(1) 1号認定（3歳以上で「教育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

将来の児童数に、潜在的な家庭類型ごと、年齢別の教育・保育事業のニーズ割合をかけて算出しました。

公立幼稚園は2年保育であり、4歳になると保育園から公立幼稚園に移るケースも比較的に見られます。しかし、児童数の減少に伴って1号認定の見込みは現状よりも少なくなることが予測されます。

なお、量の見込みは1号認定のニーズに、2号認定に該当する人（保育が必要な状態だが幼稚園の教育の希望が強い）のニーズを加えて算出します。

【確保方策】

確保方策は、公立幼稚園の定員数と私立幼稚園の定員数に加え、認定こども園に移行する保育園の1号認定の利用分を加味して、特定教育保育施設の確保は十分可能となっています。

■見込み量と確保方策

(単位：人)

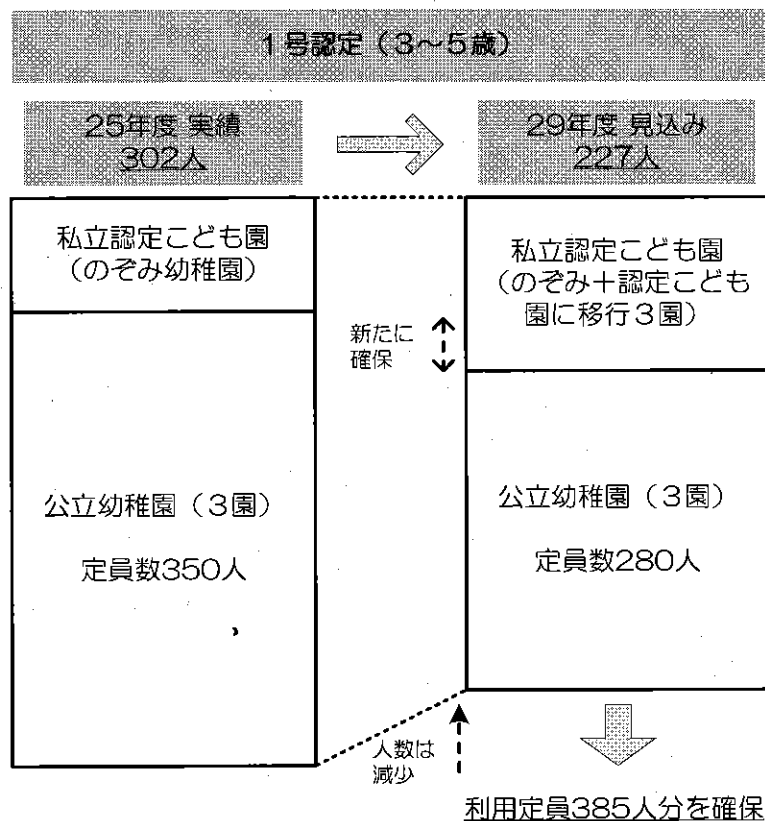
	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計（3～5歳）	757	682	646	616	605	577
①量の見込み	302	288	256	227	218	207
1号認定	-	159	150	143	141	134
2号に該当するが幼稚園希望が強い	-	129	106	84	77	73
②確保方策 特定教育 保育施設	-	355	385	385	385	385
②確保方策 - ①量の見込み	-	67	129	158	167	178

注) 25年度の「①量の見込み」は実績数。(以下同様)

確保方策のイメージ（平成 29 年度時点）

1号認定の子ども数は減少を予測しています。そのため、認定こども園のぞみと認定こども園に移行する予定の3園を合わせた私立4園で、十分確保方策が見込めます。また、公立幼稚園は実績人数を考慮して、教育・保育のセーフティネットの役割として定員数を確保します。

【1号認定こども（3歳以上：教育のみ）】



(2) 2号認定（3歳以上で「保育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

将来の児童数に、潜在的な家庭類型ごと、年齢別に教育・保育事業のニーズ割合をかけて算出しました。

なお、量の見込みは、2号認定に該当する人のうち幼稚園の希望が強い人を除き、実績を踏まえて算出します。

【確保方策】

確保方策は、現在の保育園の実績を基礎とし、認定こども園に移行する保育園の増加分を加味して、量の見込みに合わせた特定教育保育施設を確保していきます。

なお、市内に認可外保育施設がありますが、新制度への移行の予定がないため、特定地域型保育は見込みません。

■見込み量と確保方策

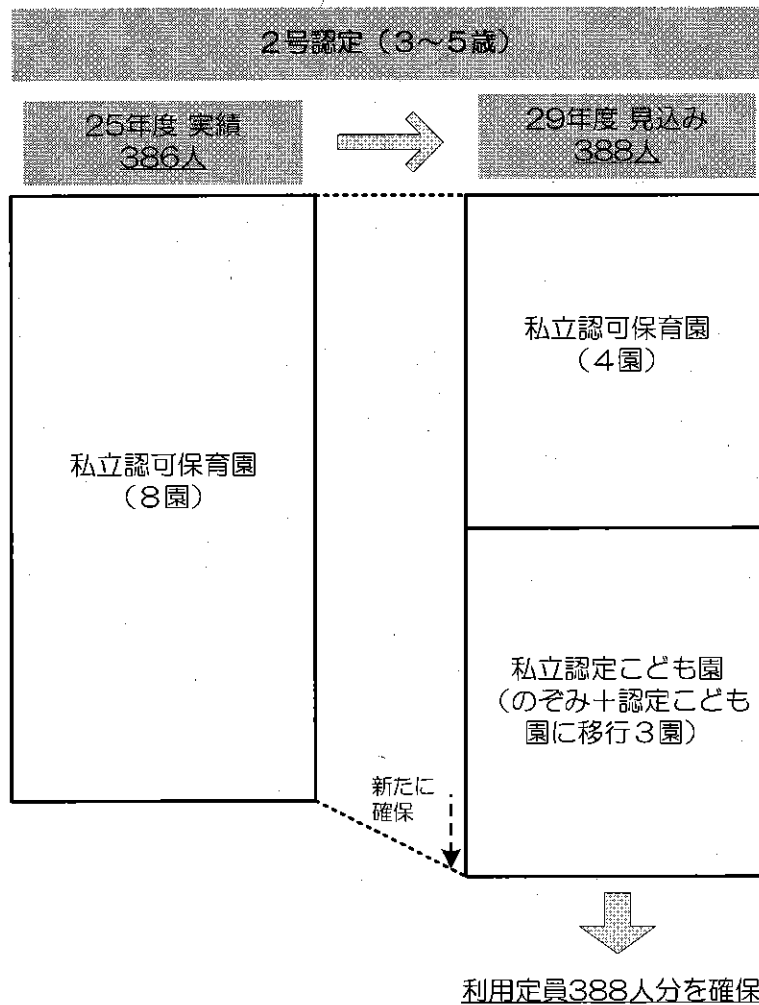
(単位：人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計（3～5歳）	757	682	646	616	605	577
①量の見込み	386	394	390	388	387	369
②確保方策	-	388	388	388	388	388
特定教育 保育施設	-	388	388	388	388	388
特定地域型 保育	-	0	0	0	0	0
②確保方策 - ①量の見込み	-	▲ 6	▲ 2	0	1	19

確保方策のイメージ（平成 29 年度時点）

2号認定の子ども数は増加を予測しています。私立認可保育園4園と、認定こども園のぞみ並びに認定こども園に移行する3園の増加分を見込み、私立8園で2号認定の子どもの利用を確保します。

【2号認定こども（3歳以上：保育の必要あり）】



(3) 3号認定（3歳未満で「保育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

将来の児童数に、潜在的な家庭類型ごと、年齢別の教育・保育事業のニーズ割合をかけて算出しました。

0歳児は、育児休業取得中の人を除くニーズ割合で算出します。

1～2歳は、潜在的な家庭類型のアンケート意向を踏まえたニーズ割合に、実績を踏まえて算出します。

【確保方策】

0歳児など年度途中から利用を希望する人が増加しますが、現状では待機児はいません。しかし、潜在的な保育ニーズが予測されるため、現在の保育園の実績を基礎とし、認定こども園に移行する保育園の増加分を加味して、量の見込みに合わせた特定教育保育施設を確保します。なお、市内に認可外保育施設がありますが、新制度への移行の予定がないため、特定地域型保育は見込みません。

■見込み量と確保方策

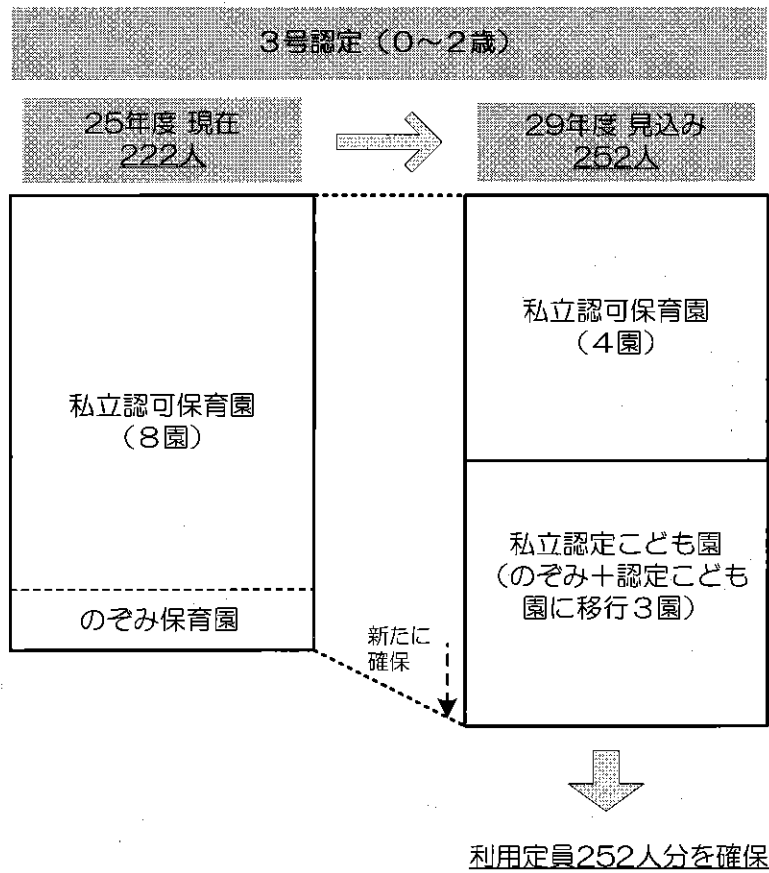
(単位:人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計(0～2歳)	637	596	570	546	524	501
0歳	209	190	183	175	167	160
1～2歳	428	406	387	371	357	341
①量の見込み	222	275	263	252	242	232
0歳	25	41	40	38	36	35
1～2歳	197	234	223	214	206	197
②確保方策		252	252	252	252	252
特定教育 保育施設	-	252	252	252	252	252
特定地域型 保育	-	0	0	0	0	0
②確保方策 - ①量の見込み	-	▲23	▲11	0	10	20

確保方策のイメージ（平成 29 年度時点）

3号認定の子ども数も増加を予測しています。私立認可保育園4園と、認定こども園のぞみ並びに認定こども園に移行する3園の増加分を見込んだ私立8園で、3号認定の子どもの利用を確保します。利用定員を増やして、特に0歳児の増加分を確保します。

【3号認定こども（0～2歳：保育の必要あり）】



4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 学童保育（放課後児童クラブ）

【量の見込みの考え方】

小学校低学年の見込みは、5歳児のいる家庭の就学後のニーズ割合に、将来の児童数をかけて算出しました。しかし、低学年の学童保育の実績29.7%に対して、アンケートでは42.3%と著しく高い結果のため、低学年は全国平均のニーズ割合33.3%を基礎に、実績を踏まえて算出します。高学年の見込みは、小学1～3年生のいる家庭の学童保育ニーズ割合に、将来の児童数をかけて算出します。

【確保方策】

学童保育は5か所で実施しています。近年、利用者が増加しているため、29年度の量の見込みに合わせて、すべての学童保育のニーズ量に対応できる体制を確保します。

また、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成31年度末までに学童保育と放課後子供教室をすべての小学校区で一体的に又は連携して実施していくことを目指しています。本市においても、教育委員会と福祉部局で協議の上、小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策等を検討するとともに、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。

■見込み量と確保方策

(単位：人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計 (6～11歳)	1,773	1,651	1,635	1,576	1,511	1,430
(6～8歳)	856	811	766	752	688	653
(9～11歳)	917	840	869	824	823	777
①量の見込み	302	370	370	370	350	330
低学年	224	250	250	250	229	217
高学年	78	120	120	120	121	113
②確保方策	-	370	370	370	370	370
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	20	40

注) 25年度の「①量の見込み」は実績数。(以下同様)

(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)

【量の見込みの考え方】

0～5歳の家庭類型ごとに、保育園を利用している人で、定期的な利用希望が18時以降までと回答した人の割合を基礎に算出します。

【確保方策】

今後も定期的に時間外保育のニーズが見込まれるため、認定こども園と保育園の市内8か所で実施し、時間外保育事業の量の見込みに対応できる体制を確保します。

■見込み量と確保方策

(単位:人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	70	119	113	108	105	100
②確保方策 (か所)	-	119 (8)	113 (8)	108 (8)	105 (8)	100 (8)
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

【量の見込みの考え方】

『Ⅰ 幼稚園在園児の一時預かり』

1号認定の3～5歳の家庭類型ごとに、幼稚園における在園児（1号認定）の不定期の利用希望と、2号認定に該当するが教育ニーズが高い人の定期的な利用希望のある人の割合を基礎に、それぞれ実績を踏まえて算出します。

『Ⅱ その他（在園児対象型を除く）一時預かり』

0～5歳の家庭類型ごとに、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育以外で、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用希望のある人の割合を基礎に算出します。

【確保方策】

本市は、公立幼稚園の教育時間後に預かり保育（降園後保育事業）を行っています。幼稚園在園児以外の一時預かりは市内8園で対応できる体制を確保します。

■見込み量と確保方策『Ⅰ 幼稚園在園児の一時預かり』

(単位：人日)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	3,853	4,050	4,050	3,930	3,800	3,650
1号認定	553	550	550	530	500	450
2号に該当するが幼稚園希望が強い	3,300	3,500	3,500	3,400	3,300	3,200
②確保方策(か所)	-	4,050 (6)	4,050 (7)	4,000 (7)	4,000 (7)	4,000 (7)
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	70	200	350

■見込み量と確保方策『Ⅱ その他（在園児対象型を除く）』

(単位：人日)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1,172	2,647	2,519	2,407	2,338	2,233
②確保方策	-	2,647	2,519	2,407	2,338	2,233
一時預かり(か所)	-	2,647 (8)	2,519 (8)	2,407 (8)	2,338 (8)	2,233 (8)
ファミリー・サポート・センター	-	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	-	0	0	0	0	0
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(4) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・病後児、0～5歳）

【量の見込みの考え方】

アンケートでこの1年間に「病児・病後児保育を利用した」、「子育てサポート事業を利用した」、「子どもだけで留守番させた」と回答した人の病児保育の利用割合と、25年度実績の利用割合を基礎とした0.08%を、2号と3号認定者の合計数にかけて算出します。

【確保方策】

現在、病後児保育を実施していますが、利用実績は少なく概ね対応が可能な状況です。しかし、アンケートでは病児保育等の希望が高いことから、小児科に併設した施設の拡大等に努めて対応できる体制の確保を図っていきます。

■見込み量と確保方策

(単位：人日)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	29 (2)	57	54	52	50	48
②確保方策 (か所)	-	57 (1)	54 (1)	52 (1)	50 (1)	48 (1)
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）「就学後」

【量の見込みの考え方】

0～5歳児の保護者を対象としたアンケートでは、就学後の放課後の過ごし方で、子育てサポート事業（行方市社協）の利用希望のある人はいませんでしたが、小学生アンケートではニーズがあり、そのうち低学年1～3年生のニーズを基礎に算出します。

【確保方策】

平成29年度の量の見込みに合わせて、子育て援助活動支援事業に対応できる体制の確保を図っていきます。

■見込み量と確保方策

(単位：人日)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	403 (4)	740	699	686	627	596
②確保方策 (か所)	-	740 (1)	699 (1)	700 (1)	700 (1)	700 (1)
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	14	73	104

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【量の見込みの考え方】

0～5歳の人口推計に、アンケートでこの1年間に「ショートステイを利用した」、「子どもだけで留守番させた」、「親族・知人にみてもらったが非常に困難だった」と回答した人の割合を基礎に算出します。

【確保方策】

必要な家庭に対しては、市内等の児童養護施設に委託して実施する体制を検討していきます。

■見込み量と確保方策

(単位：人日)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	-	6	6	5	5	5
②確保方策 (か所)	-	6 (1)	6 (1)	5 (1)	5 (1)	5 (1)
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

0～2歳の人口推計に、「子育て支援拠点事業」を利用している、又は「利用していないが今後利用したい」と回答した人の利用希望の割合を基礎に見込みました。

しかし、低年齢児の保育園への就園率の増加や子育て広場等、その他の類似事業の利用分も加味してニーズ結果の7割を基礎に算出します。

【確保方策】

アンケートでは「現在利用していないが、今後利用したい」との意向が約3割と高いため、新たに1か所を増やし7か所の拠点ですべての利用希望に対応できる体制を確保します。併せて、市で実施する子育て広場、親子教室等の子育て支援事業において補完し対応します。

■見込み量と確保方策

(単位：人回)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	2,590 (6か所)	5,258	5,032	4,813	4,620	4,418
②確保方策 (施設数)	-	(6か所)	(7か所)	(7か所)	(7か所)	(7か所)

注) 月の平均利用延べ回数×12か月

(8) 利用者支援事業 [新規]

【量の見込みの考え方】

市内で1か所の整備を目安としました。

【確保方策】

市役所の窓口など、利用者が相談しやすい場所での実施を検討します。

■見込み量と確保方策

(単位：か所)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	-	1	1	1	1	1
②確保方策 (設置数)	-	1	1	1	1	1
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(9) 妊婦に対する健康診査

【量の見込みの考え方】

0歳の人口推計を基礎に妊婦健診の実績を踏まえて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳の交付の際に、健康管理について説明を行い、妊婦健診の受診券を発行します。

■見込み量と確保方策

(単位：人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	237	211	203	194	185	178
②確保方策 (受診者数)	-	211	203	194	185	178
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みの考え方】

各年度における0歳の人口推計を基礎に算出しました。

【確保方策】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健センターの保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■見込み量と確保方策

(単位：人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	198	190	183	175	167	160
②確保方策 (訪問実人数)	-	190	183	175	167	160
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

実績を基礎に算出しました。

【確保方策】

実績はありませんが、養育支援が特に必要な家庭への指導・助言等を行う体制を確保します。

■見込み量と確保方策

(単位：人)

	【実績】 25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	-	2	2	2	2	2
②確保方策 (訪問実人数)	-	2	2	2	2	2
②確保方策 - ①量の見込み	-	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 [新規]

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

今後、国の動向を踏まえて、特定教育・保育施設等と連携し、対象となる世帯に対する助成の検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 [新規]

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

今後、国の動向を踏まえて、供給体制の必要性に応じ、調査研究を進めます。



5 教育・保育の一体的提供の推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置は、拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、制度改正の趣旨を踏まえ、普及・啓発に努めていく必要があります。

本市は、平成26年度現在、認定こども園が1園あり、今後、新たに認定こども園に3園が移行する計画です。そのため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携などについて、基本的な考え方や連携の推進方法の協議、検討を進めていきます。

(1) 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 情報提供や相談支援等の充実

現在、育児休業を取得中であり、今後、教育・保育施設等を利用して職業に復帰しようとする保護者に対して、広報紙やホームページ、各種事業等での周知を活用し、教育・保育施設等の利用に関する情報提供を行っていきます。

また、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等において、教育・保育施設等の利用に関するきめ細かな情報提供や相談支援体制を充実していきます。

② 教育・保育施設や地域型保育事業等の確保

現在、本市は保育園の待機児童はいませんが、今後とも保護者が希望どおりに育児休業等を取得した後、地域において教育・保育施設等を利用してスムーズに職場に復帰できるよう、教育・保育施設や地域型保育事業をはじめ、子育て支援事業の整備の確保を図ります。

6 子ども・子育て支援に関する施策の推進

(1) 育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、本市の教育・保育のニーズ量を基礎として、計画的に特定教育・保育施設等の確保に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

① 児童虐待防止対策の充実

児童相談所など関係機関と連携を強化して、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。また、地域の子育て支援機能を活用して虐待の未然防止に努め、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまできめ細かな福祉サービスの展開を推進します。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
要保護児童対策地域協議会ネットワーク	子どもの権利を守る社会づくりを進めるため、関係各課、関係機関との情報交換及び連携を強化する要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待の早期発見、未然防止、援助活動及び啓発に努めます。	こども福祉課
家庭児童相談室の開設	育児の悩みや家庭における児童の健全育成を図るため、育児相談及び指導を行います。	こども福祉課
支援を必要とする子育て家庭の見守り活動	相談相手がいないなど、育児の孤立化などに悩む家庭に対して、主任児童委員、民生児童委員と連携を図りながら見守り活動を強化します。	こども福祉課
子育てサークル活動の支援	子育てサークルなどでの子育て交流活動を通じて、子育てに関する悩みや情報交換をしながら、気軽につどえる場を確保します。	健康増進課
子どもの社会復帰支援	不幸にして虐待を受けてしまった子どもに対しては、里親制度や児童養護施設入所による児童の保護、自立支援に努めます。また、長期の疾病による病児・病後児については、医療環境の整った施設にて教育を受けられるよう検討します。	こども福祉課

② ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭に対しては、生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策など、総合的な自立支援に努めます。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
ひとり親家庭の経済的負担の軽減	「児童扶養手当」の支給並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付、ひとり親家庭を対象とした医療費の支給など、経済的負担の軽減を行います。	こども福祉課
母子家庭等支援サポーターの周知	母子家庭等の抱える様々な生活上の問題等に関して、相談・支援を行う母子家庭等支援サポーターの周知を図ります。	こども福祉課
母子・父子福祉センターとの連携	自立が困難な母子家庭等に対して、県と連携を図りながら生活の場の確保や各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行います。	こども福祉課

③ 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等に努めます。

また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、障がいのある子どもに関する相談支援を推進します。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
障がい児保育の推進	障がい児の希望や障がいの実情に応じた保育・教育を受けられる体制づくりに努めます。	こども福祉課
アタッチメントケア、相談支援等の充実	配慮を要する子や育児不安のある親に対して、専門スタッフを確保して、個別相談や教室等を行います。	こども福祉課 健康増進課
障害児通所支援の充実	障がいの特性に応じて、地域の身近な場所で通所等による専門的な支援を受けられるよう児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業などを行います。	社会福祉課
特別支援教育の充実	支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、一人一人の教育的なニーズに応じた指導と保護者及び医療・福祉等の関係機関と連携した一貫性のある支援に努めます。	教育委員会

(3) 子育てと仕事の両立支援

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

男女が家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野においてパートナーとして責任を担う社会が実現できるよう「行方市男女共同参画推進計画」に基づく各種施策・事業を推進します。

また、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方が実現できるよう、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の普及・啓発に努めます。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
男女共同参画による子育ての推進	保育サービスや育児に関する相談・情報提供など、子育ての負担軽減策を推進し、男女が充実した家庭生活、社会生活を送れる環境づくりに努めます。	企画政策課 こども福祉課
就業・再就職の支援	行方市無料職業紹介所の業務の充実を図り、就職を希望する女性の雇用を促進します。また、女性の出産・育児後の再就職の支援や、知識・技術等の習得機会の充実等、男女が共に働きやすい条件整備の支援に努めます。	商工観光課 企画政策課
子育てと仕事の両立支援に向けた広報・啓発	男女雇用機会均等法や育児休業法など諸制度の遵守などを事業所に啓発するとともに、多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランスを推進します。	企画政策課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

子どもの健やかな成長と幸せを最優先しながら、民間活力を積極的に活用して、保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）など、きめ細かな保育サービスの促進等により、多様な働き方に対応した子育て支援の基盤整備に努めます。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
多様な働き方に対応した保育サービスの充実	市民ニーズに即した短時間の保育、一時保育、休日保育、病後児保育など多様な保育サービスの提供を促進します。	こども福祉課
利用手続きの改善とサービスの周知	安心して出産・子育てができる環境の整備を推進するとともに、利用手続きの改善と併せて、子育て支援施策を積極的にPRします。	こども福祉課

(4) 子どもと親の健康づくり

① 子どもと親の健康の確保・増進

妊婦が安心して妊娠・出産に臨み、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、妊婦や乳幼児に対する健康診査や健康相談、訪問指導の実施等により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
母子健康手帳の交付	母の妊娠中・出産・産後の記録及び誕生児の健診や予防接種等を記録します。また、本市は平成26年10月より親子健康手帳を配布しており、今後も育児環境の変化等に合せて取り組みます。	健康増進課
マタニティスクール	妊婦及びその家族が妊娠から出産に至る過程において、正しい知識を習得できるよう、マタニティスクールを開催します。	健康増進課
各種乳幼児健診	乳幼児を対象に1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健康診査等を実施し、子どもの成長発達や先天性疾患・発達障がい・疾病の早期発見・早期治療、予防接種の勧奨、育児支援を進めます。	健康増進課
乳幼児訪問指導	健診・相談、関係機関からの依頼等により、訪問が必要と判断される場合に保健師等が訪問指導を行います。	健康増進課
乳幼児相談	乳幼児を対象とした育児相談・こんにちは赤ちゃん相談・6か月児相談・1歳児相談等を実施し、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換や交流を図ります。また、5歳児相談を実施し、子どもの成長発達を確認しながら、適切な支援を行います。	健康増進課
乳幼児歯科保健	乳幼児等を対象に、時期に応じた歯科健診・歯科指導・食生活習慣の指導等の事業を行います。	健康増進課
母乳育児支援	母乳育児を適切に行えるよう、妊婦と母乳育児中の産婦に対して相談及び指導・必要時に母乳マッサージ等のケアを行い、育児不安の軽減を支援します。	健康増進課
子育てほっと！サロン	グループ形式で、お互いの子育ての悩みなどを語り合い、情報交換や仲間づくりを支援するとともに、気分転換などによって保護者がほっとできる場を提供します。	健康増進課
療育支援	幼児健診後に発達等で配慮が必要な児に対し、のびのび相談・どんぐり相談・どんぐり教室・ことばの相談の集団・個別支援を行います。	健康増進課
乳幼児の事故予防啓発	乳幼児健診時にリーフレット等を配布し、子どもの事故予防のための啓発を進めます。	健康増進課
各種予防接種	乳幼児及び児童・生徒への予防接種を行い、感染症の予防や症状の軽減、病気の蔓延防止に努めます。	健康増進課

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
不妊に対する支援	特定不妊治療に要する治療費の助成を行います。また、申請に来所した機会や電話による相談を行います。	健康増進課
離乳食教室	乳児の保護者に対して、月齢に合わせた離乳食を調理しながら口腔内の発達に対する理解を深め、乳児の「食べる力」を育てていきます。	健康増進課

② 食育の推進

成長段階に応じた「食育」の推進や、次世代の親になる子どもたちが心身ともに健康に育つよう努めます。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
食育教室	幼児・児童に対して調理実習を行い、「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成します。	健康増進課
食生活改善推進協議会	食生活改善推進員を通じて、食育教室や小学校への食育活動を行うとともに、地産地消、郷土料理など食文化の継承に努め、食を通じた生涯にわたる健康づくりを推進します。	健康増進課

③ 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちに対して、学校と連携を図り、心の健康推進のための啓発を行います。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
思春期出前講座	小学校高学年児童を対象に、思春期の心とからだについての出前講座を開催し、生命の大切さや二次性徴についての知識を深めます。	健康増進課 学校教育課
思春期ふれあい体験	中学生を対象に、いのちの授業・赤ちゃん講座・赤ちゃんふれあい体験学習を行います。	健康増進課 学校教育課 こども福祉課

④ 小児医療の充実

地域の医師会と連携して、小児救急医療体制の充実を図ります。

施策・事業名	具体的な取り組み内容	担当課
休日・夜間小児救急医療機関の周知	健診時・こんにちは赤ちゃん訪問等の機会を通じて、救急医療機関の情報の周知に努めます。	健康増進課

◇第4章◇
計画の推進と評価

1 総合的な取り組みの推進

魅力ある子ども・子育て支援の充実したまちづくりを推進するためには、教育・保育の充実のみならず、総合的な取り組みが必要となります。

本市は、平成19年度から10年間を計画期間とする「行方市総合計画」を策定後、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定し推進しています。この最上位計画は、実施計画により、計画実現に向けた進行管理が行われることになっています。そのため、子ども・子育て支援に関連する取り組みについても合わせて確認し推進していくこととします。

■「行方市総合計画 後期基本計画」に位置づけられる主な関連施策

第1節 やさしさあふれる健康福祉のまち〈保健・医療・福祉の充実〉

政策大綱	主要施策	内容
1. 医療・救急体制の充実	(1) 地域医療体制の充実促進	①医療体制の充実促進、④保健部門、福祉部門との連携強化の促進
2. 生涯を通じた健康づくり	(2) 母子保健対策の充実	①健診の充実、②相談・指導體制の充実、③育児支援体制の整備、④思春期保健の充実
	(4) 歯科保健対策の推進	①歯科保健・健診の充実
	(5) 感染症対策の推進	①感染症への対策、②予防接種の充実
3. 地域福祉の推進	(1) 地域福祉の推進体制づくり	①地域福祉計画に基づく福祉の推進、③地域福祉の活動拠点づくり、④人にやさしいまちづくりの推進
	(2) 福祉意識の醸成と活動の促進	①福祉意識の啓発、②ボランティアの参加促進と資質の向上、③ボランティアネットワークの強化、④交流機会の拡大
5. 障害者（児）福祉の充実	(1) 自立支援対策の推進	①適切なケアマネジメントの推進、③障害の早期発見・早期療育・訓練の推進、④福祉的就労の確保、⑤経済的支援制度の利用促進
	(2) 教育の保障と社会参加の促進	①保育・教育の保障、②障害者の一般就労の確保
	(3) 人にやさしいまちづくりの推進	①市民意識の啓発、②障害者にやさしいまちづくりの推進、③障害者の住まいの確保
6. 少子化対策の推進	(1) 子育て支援の強化	①医療福祉の児童部門の充実、②子どもの権利の尊重、③育児ストレスの解消、④ふれあい・体験を重視した保育の促進、⑤身近で安全な遊び場の確保
	(2) 子育て支援の強化	①子育てに関する情報提供・相談の充実、②子育て交流の促進、③保育サービスの充実、④放課後児童・降園後園児の健全育成、⑤福祉分野における認定こども園制度の活用、⑥子どもの社会復帰支援

政策大綱	主要施策	内容
	(3) 少子化問題への対応	①子育て環境向上施策、子育て支援施策のPR、②結婚と家庭生活の意義の啓発、③結婚・出産の奨励策の強化、④ワーク・ライフ・バランスの推奨
7. ひとり親家庭福祉の充実	(1) 生活の支援	①経済的支援制度の活用促進、②生活支援制度の活用促進、③安心して働ける環境づくり
	(2) 相談体制の充実	①相談体制の充実

第2節 豊かなところと、地域文化を育むまち〈教育・文化の振興〉

政策大綱	主要施策	内容
1. 幼児教育・学校教育の充実	(1) 幼児教育の充実促進	①魅力あふれる幼稚園づくりの促進、②教育環境の充実促進、③家庭や地域の教育力の向上
	(2) 学校教育の教育内容の充実	①心の教育の推進、②自己教育力の育成、③地域に根ざした教育の推進、④国際理解教育の推進、⑤情報教育の推進、⑥環境教育の推進、⑦健康教育・安全教育の推進、⑧キャリア教育の推進、⑨特別支援教育の推進、⑩不登校等の子どもたちへのサポートの推進、⑪小中一貫教育の実施
	(3) 教育環境の充実	①教育指導の充実、②施設・設備の充実、③学校給食の充実、④学校安全対策の推進
	(4) 開かれた学校づくりの推進	①地域に開かれた学校経営の推進、②地域と連携した教育の推進、③PTA活動の活性化、④学校施設の積極的な開放、⑤防災機能の充実
2. 生涯学習の推進	(1) 生涯学習推進体制の強化	①全市的な生涯学習体系の構築
	(2) 生涯学習活動の促進	①課題解決型学習
	(5) 社会教育施設の整備・充実	①施設の整備・充実
3. 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの推進	①スポーツ・レクリエーションの振興と充実、④スポーツ少年団の育成強化、⑤学校クラブ活動の支援、⑧総合型地域スポーツクラブの活用
5. 青少年健全育成の推進	(1) 青少年の活動促進	①青少年の組織活動の育成、②青少年グループの育成、③青少年の社会参画の促進、④リーダーの養成
	(2) 青少年の健全育成	①青少年の健全育成、②問題行動への対応
6. 地域間交流・国際交流の促進	(1) 国際交流の促進	①国際理解教育の推進
	(2) 外国人への支援の充実	②学習支援の充実
7. 男女共同参画の促進	(1) 男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画社会の目標づくり、②男女共同参画意識の啓発、③男女共同参画を育む教育の推進

政策大綱	主要施策	内容
	(2) 男女共同参画の環境づくり	①男女がともに働きやすい条件の整備、②男女で支える子育てや介護への支援体制の充実
	(3) 男女共同参画のシステムの構築	②女性の社会活動の促進、③女性の雇用および女性起業化の促進、④男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進
8. 人権の尊重	(1) 人権意識の高揚	②教育の充実

第3節 地域資源が輝く、活力に富んだまち〈産業の振興〉

政策大綱	主要施策	内容
6. 雇用・勤労者福祉対策の推進	(1) 雇用の安定	①地元企業による雇用力の拡大、②雇用機会の拡大、③多様な雇用の確保、④身近な場所での職場の確保
	(3) 就労環境の改善	③ワーク・ライフ・バランスの推進

第4節 人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまち〈生活環境の充実〉

政策大綱	主要施策	内容
1. 消防・防災体制の強化	(1) 災害予防対策の強化	①地域防災計画の実効性の確保
	(2) 災害応急体制の強化	①情報収集・提供体制の整備、③被災時医療体制の充実
2. 交通安全対策の強化	(1) 交通安全意識の高揚	①交通安全教育・広報の推進
	(2) 交通安全対策の推進	①安全な歩行空間の確保、②安全な交通環境の整備
3. 防犯体制の強化	(1) 防犯体制の強化	①防犯意識の高揚、②犯罪誘発環境の削減、④子どもを守る地域づくりの推進
9. 住環境の向上	(1) 良好な住宅・宅地の供給	③住宅取得の促進
	(3) 定住化支援策の実施	①住宅取得補助金等、②空き家等情報登録制度の実施
10. 公園・緑地の充実	(2) 公園・緑地の整備・充実	①既存の公園・緑地の充実、②新しい公園・緑地の整備、③公園・緑地の積極的利活用と適正管理

2 協働による計画の推進

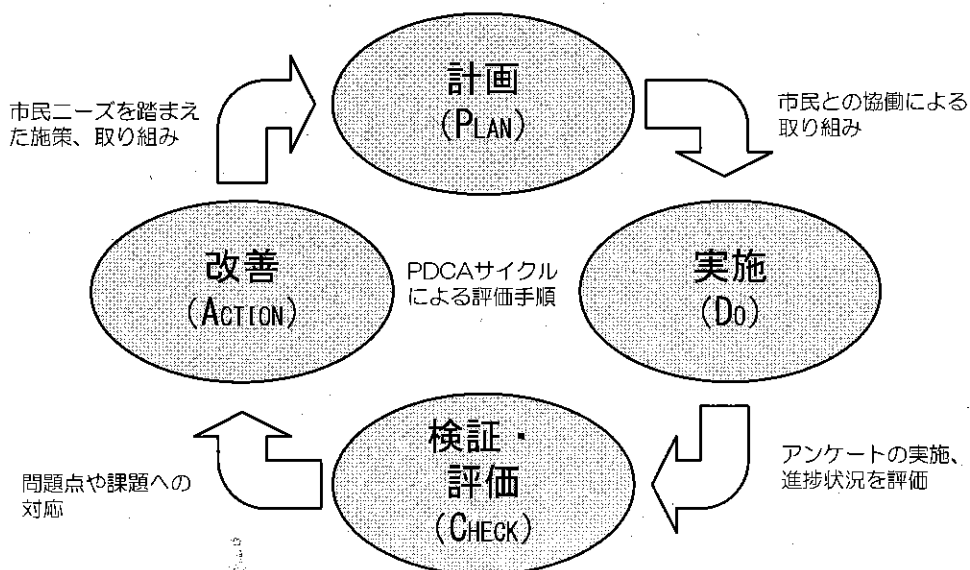
行方市のまちづくりの指針となる後期基本計画の強化ポイントとして、第1番目に「少子化対策」が掲げられています。少子化を止めるには、子育て世代に定住していただくことが最重要です。この世代が安心して行方市に住居を構えるためには、安定した雇用と、子育てのしやすいまちづくりを目指さなければなりません。そのため、子ども・子育て支援事業計画においても、若者や子育て家庭が思う存分、実力を発揮できる環境を整えること、子育て支援を充実させることを最優先とし、行政、市民、事業者、団体等がそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本に、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していきます。

3 計画の点検・評価

本計画の進捗状況を常に把握するとともに、「行方市総合計画後期基本計画」に掲げる子ども・子育て支援に関連する施策の進捗を把握していきます。

また、計画の見直し時に合せて、保育ニーズ等を把握するアンケート調査を実施し、分析のうえ総合評価を行うとともに、次期計画の見直しに向けた課題等を検討し、新たな計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルによる取り組みの評価手順



◇資料編◇

計画の策定経過

日程	内 容
平成 25 年 11 月 29 日	平成 25 年度 第 1 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・会議運営について ・子ども子育て新制度について ・行方市次世代育成支援実施計画の評価について
平成 25 年 12 月 13 日から 平成 26 年 1 月 7 日まで	行方市子ども・子育て支援事業計画作成のための利用希望アンケート ①就学前児童 1,073 人、回収数 724 票 (回収率 67.5%) ②小学校低学年児童 453 人、回収数 277 票 (回収率 61.1%)
3 月 14 日	第 2 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・子ども・子育て支援新制度に係るスケジュール ・次世代育成支援実施行動計画について
5 月 29 日	平成 26 年度 第 1 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・行方市区域の設定範囲について ・行方市ニーズ調査に基づく「量の見込み (暫定値)」について ・今後のスケジュールについて
8 月 11 日	第 2 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・量の見込み、確保方策について ・条例の制定について
10 月 27 日	第 3 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性の認定について ・利用定員と確保方策の変更について ・認定こども園への移行について ・平成 27 年度保育料について ・行方市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
12 月 19 日	第 4 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・行方市子ども・子育て支援事業計画 (案) について
平成 27 年 1 月 6 日から 2 月 4 日まで	パブリックコメントの実施
2 月 25 日	第 5 回行方市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・行方市子ども・子育て支援事業計画の最終確認について
3 月	計画書及び概要版の印刷・製本

行方市子ども・子育て会議条例

平成25年10月23日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、行方市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事において、議決をする必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(平26条例19・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日とする。

(行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 行方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年行方市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

行方市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

No.	役 職	氏 名	選出事由	所 属 等
1		鈴木 夕理	子どもの保護者	社会福祉法人聖隷会 玉造第二保育園保護者代表
2		飯田 睦美	子どもの保護者	子育てサークル わんぱくキッズ代表
3		宮久保 行雄	子どもの保護者	社会福祉法人竜翔寺保育園 竜翔寺保育園保護者代表
4		理崎 理紗	子どもの保護者	一般公募
5		小野瀬 忠利	事業主の代表	小野瀬製作所代表取締役社長
6		大久保 崇史	労働者の代表	なめがた農業協同組合 労働組合委員長
7		荒張 紀子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	行方市放課後児童クラブ指導員
8		飯島 英一	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	行方市立玉造小学校長
9	副会長	田宮 正三	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉法人聖隷会 玉造第二保育園長
10		高野 道子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	行方市立麻生幼稚園長
11		山田 秀子	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校法人聖愛学園 のぞみ幼稚園長
12		黒江 悦子	学識経験者	銚田保健所 健康指導課長
13	会長	高野 幸男	学識経験者	行方市元保健福祉部長
14		正木 邦夫	学識経験者	行方市教育長
15		高橋 正信	市長が必要と認めた者	行方市議会教育厚生委員長
16		柳町 直美	市長が必要と認めた者	行方市民生委員主任児童委員

行方市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

〔発 行〕 行方市
〔編 集〕 行方市 保健福祉部 こども福祉課
〒311-3512 茨城県行方市玉造甲 4 0 4
(玉造庁舎)
Tel 0299 (55) 0111 (代)
